

扱つてほしい、このことをまず委員長に要望いたしておきたいと思うのです。どうですか。

○委員長(小平芳平君) ただいまの請願書の扱いは、大事な問題だと思います。したがいまして、後

存じますが、裁判所としては、全く基本的性格は変わらないと、今回の法案によつて変わることはないと、かように理解しておる次第でござります。

の件数が減ってきた。私は、むしろそういう状態になつておるときにこそ簡裁が本来の性格を發揮できるそういう条件がそろいつつあるのぢやないか。簡裁の本来の性格を發揮しようと思えば、ど

判官というものははどういうところに魅力があるのか。これは最高の皆さんも考えておられることだと思いますが、私の考えを率直に言えば、裁判官というものは、憲法の規定によつて、ともかく自

刻理事会で十分相談いたしたいと思いますので、
亀田委員には質疑に入つていただきたいと思いま
す。理事会で後刻相談いたしたいと想います。

○鷲田得治君 法務省どうですか。
○政府委員(影山勇君) 法務省といたしまして
も、今回の提案の理由は、提案趣旨説明書にござ
いますように、前回の改正の線をそのままに物価
変動にスライドいたしまして、当時の十万円を十

うしてもこれは手間かかるのですから——裁判官なり職員の、時間がなければできないのですよ、時間がなければ。そのためには、かえって通常訴訟事件が減るということはいい条件じやないかというふうに私は考える、ます。

分が棄権するのは憲法、法律、良心と、この三つに違ひはないわけですね。どこの役所に行つたって、みんな上から具体的な直接の指示を受けたり、いろいろあるわけですよ。裁判官の場合には、裁判官の一番大事な訴訟と、いう問題については、御存じ

所法案委員会会議録、この中で当時の木村篤太郎司法大臣が述べている点ですね、ちょっとそこを朗読してみますが、「簡易裁判所は、民事、刑事の輕微な事件のみを取り扱うのであります。今回新たに設けられるものであります。この種輕微な事件を處理いたしますために、全國に數多くこれを設けまして、簡易な手續によつて争議の實情に即しに裁判をするよう、寺に工夫をいたしました次第

触されやすいと思うのです。私はこの問題は一つの党派の立場とか、そういう気持ちでこれは質問するのじやありません。こういう裁判所の基本的な機構に影響しかねない問題というふうに私はまず考えておるのです。私が心配するようなことであれば、これはたいへんなことなんですね、提案者としても、最高裁としても。最高裁としても、いまお聞きしますと、簡裁制度がつくられたときの基本性格はもちろん認めてかかっておるのだ、こうおっしゃるわけですから、われわれが危

ばこの地裁の民事事件の審理期間というものをどうとつてみても、さつき請願書にもありましたように、まあ横ばいですね、横ばいです。むしろ逆に簡裁のほうが審理期間が延びておる。これは数字に出でるわけですね、これも各論でまたやりますが。だから、そういう状態ですからね、地裁としてははとてもやつていけぬという状態では私は絶対ないとと思うのです。幸い、たとえば地裁の刑事事件をとつてみても、ずっと件数が減ってきていて

しんじて、憲法、法律、良心、ということであればあるほど、憲法、法律、良心、ということはまじめに私は取り組んでおると思うのですね。それに触れていくようなことを最近の最高裁が数回おやりになつておるわけですね。こういうことをやっておつたのでは、ほんとうに法律に忠実に、そのときの権力とかそういうものにあまりこびないで、法律に忠実にやっていこうという若い法律専門家は、裁判所にあまり魅力を感じませぬよ。大事なことです。給与のこともあれば、いろいろ

○最高裁判所長官代理者（寺田治郎君） 私どもとともにいたしましても、いま亀田委員からお読み上げになりました木村大臣の答弁の趣旨はよく了解いたしております。基本的には、現在もそのような姿勢であると、かように考えておるわけでありまます。

惧しておることが、なるほどそのとおりだといふことになれば、矛盾してくるわけですからね。そういう意味で、まず私の考え方を端的に申し上げますと、第一は、簡裁の現状は、簡裁が当初構想されたような運営になっておらぬと思うのです。これはまた各論的いろいろありますよ。やります

ますね。だから、刑事案件が減り、裁判官をふやかし、あるいはわれわれが絶えず主張しておる検査官の証拠物の事前開示、こういうこと等がやられれば、これはもつとスムーズにいくわけですね。それだけのものが、もし民事が忙しいということであれば、民事のほうに回せるはずです。そういう

いろ待遇のこともあるでしょう。しかし、そういうことは、それはどれだけよくなつたってこれで全といふものはありっこない。やはり、若い法律家は、生きがいだと思うのですね。一体そういう点についての問題点がないのかどうか、これが第三です。

○鶴田治君 今回の改正理由で、経済的な事情の変動ということだけが提案理由説明書に書かれているわけです。基本性格というものはそのまま維持しておるのだというふうに理解していくのですか。

が、大きっぽに言ってそう言えると思うのです。これはいろいろな専門家の方も指摘しておる。ところが、この物価変動などの関係で通常訴訟が減ってきた——まあ減ったといいましても年間五万件をこえるわけですから、現在の簡裁の裁判官の人数をもつてしては決してそんな軽い負担じた私ではないと思うのです。いずれにしても、通常訴訟

う状態ですから、地裁との関係で本件のようないとをしなければならぬという合理性は私はないとおもいます。地裁は地裁としての手の打ち方が十分あるというふうに考えられます。

それから第三は、地裁だけじゃなしに、全般的な問題ですが、やはり裁判官そのものの増員問題ですね、これは大事なことです。しかし、一体何が

それから第四番目は、こういう言法制度の根柢に一方は触れると言うし、一方は触れないんだとか、こう言っているのですね。しかも、おのおのが専門家なんですよ。そういう人たちの間で意匠がまとまらぬまま一方的に押し切っていくということは、私は非常な悪例を残すのではないだろうかと思うんです。それは皆さんのはうも、おおよ

らくその気持ちには異議はないと思うのですね。だから、いろいろ相談もしたんだがやむを得ぬかならないとして、やはりこういう基本問題に触れるようなことについては、あくまでも意見調整ができるよう努力をする。これは、半年か一年延ばしていたら地方裁判所がパンクしてしまうという現状であれば、また一つの緊急措置ということを世の中にはよくありますから、そういうことも整理あるかもしれません、私は率直に言つて、そんな状態にあるとは、どの法曹の方々でもそこまでは空き詰めでは考えておらぬと思うのです。で、よく法曹三者、法曹一元ということが言われますね。臨司においても法曹一元ということが大部分の時間をつぶして議論されたわけなんです。非常に本質的に反対な人は若干ありますが、しかし考え方としてはその長所というものはだれでも認めておるはずであります。そういう立場から言いましても、一つの機構の問題で、裁判所と、そして在野法曹というものが、意見が食い違つたまま進んでいくと、これは私は耐えられんですね。私がほかの世界におけるなら、多少まだ感じが違うかもしれません。私も法曹の一人として、まあいろいろ皆さんと協力もして活動しておるわけですからよくわかるわけですが、だからその第四の点ですね、これはもう單にこの改正案がこの国会で成立するとかせぬとかといふ小しい問題じゃないでですよ。もう行きがかり上どうしてこれがやっちらまわなぎやならぬというやうな短気を起ここしちゃ私はいかぬと思うのです。そういう種類の問題じやないですよ。これが私の第四として申し上げたい点。

以上で大体私の考え方は理解していただけたと思いますが、そこでぼつぼつひとつ聞いていきま

す。

まず第一は、今回の提案理由説明を拝見しますと、さつきも私からも指摘し、お答えもあったように、経済事情の変動だ、こういうふうに言われているんですが、本心はそうじやないんで、やは

り地裁と簡裁の間の事件の配分と、そのことが重
点なんじやありませんか。ただ、それを前面に出
しますと反論が強くなりますから、ことさらにそ
のことは触れない、それは結果としてただそな
なるにすぎないというふうな、今度は付加説明の
ほうで言う程度にしておるようには感するので
す。どうですか、それ。

うと、かように考えておる次第でございます。
○**亀田得治君** 総務局長、この昭和二十九年の改
正理由ですね、これはどうなつてますか。
○**最高裁判所長官代理者(寺田治郎君)** これは、
私いまこまかい理由書を持っておりませんが、経
済事情の変動、それから負担調整と申しますか、
権限分配と申しますか、そういう点が両方出て
おつたように記憶する次第でございます。
○**亀田得治君** その辺に問題があるのですね。
今回のような論争は、ほんとうは昭和二十九年に
起きたなきいかぬのですよ。若干は起きていた
のだと思います、古い人に聞いてみると。しか
し、今度はどうみんなが突き詰めて検討するとい
うことではなかつたわけなんですね。だから、
そういう状態ですから、わりあい提案者のほんと
うのねらいというものが、昭和二十九年の提案理
由書を見ると、すなおに出ておるのですね。今度
は大論争になつたから都合の悪いところは引つ込
めると、どうもこういう印象を受ける。そこでま
ず、皆さんは二十九年の改正も今度の改正も少し
も変わらぬとおっしゃつておるのですから、二十
九年の改正の部分を御参考に読み上げてみましょ
う。「この法律案の改正点の第一は、民事に関する
簡易裁判所の事物管轄の範囲を拡張して、裁判
所間の権限の分配の適正化を図つたことでありま
す。」これが提案理由説明の冒頭のことばです
よ。これは全くあなた、裁判所間の権限の分配の
適正化、事件をあつちへやれ、こっちへやれ、こ
ういう考え方でしょう。それから、もう少し進みま
すと、もつとはつきり書いてある。「もとより裁
判所法の下における簡易裁判所は、裁判所構成法
の下における区裁判所とは、多少その設置の趣旨
を異にする点がないわけではありませんが、「こ
こがもうすでに問題なんですね。最高裁はもうこ
のころからすでに簡易裁判所といふものを、「多
少その設置の趣旨を異にする点がないわけではあ
りませんが」と、区裁判所との比較においてこ
ういう表現を使つてゐるわけですよ。ここですで
にもう当初予定された簡裁の性格というものを半

にこれほんとうにこれはもつと議論すべきことであつたのです。しかし、あとからでもいいですよ。正論であればいつだっていいことですよ。こういう認識の上に立つておることはきわめてはつきりしているんですね。「異にする点がないわけではありませんが、わが審級制度を大局的に観察するならば、簡易、地方の両裁判所間に見られる以上のようない均衡を是正して、民事第一審事件を適切に配分することが、簡易裁判所設置の本旨に副うやえんであつて、これにより地方裁判所における事件の渋滞を解消することができ、また簡易裁判所事件の上告審が高等裁判所である関係上、延いては、最高裁判所の負担の調整にも寄与することができます」と考えられますので、これらの目的を達するため、簡易裁判所の事物管轄の範囲を拡張する必要があると考えるのであります。」もうその目的、意図が明々白々ですね。ともかく最高裁と地裁の負担軽減のためにこの事物管轄の範囲の拡張を考えるのだ、こうなっているんですよ。そのあとに物価指數のことがつけ足しで一行ほど書いております。「最近の物価指數は右改正當時のものと比較して、既に四割程度の上昇を示しておりますし、「これはつけ足しの理由です。あなた思い出されたでしょう。これはもう事務総長もじっくり考えてはしいんですね。当時すでに最高裁は简易裁判所と二つのものをこれは骨抜きにする考え方です。ここへ出てくる。物価指數だけであれば、当時は四割高でしよう。それに対し、原案は三十万でしよう——二十万でしたか、二十万の原案が国会で結局十万になつたわけですが、二十万なんという数字があなたの物価からどうして出てくるんですよ、四割しか上がっていないのに。結局それは、最高裁と地裁の負担を軽くしよう、地裁の事件をこっちへ持つていいこう、持っていくために彼ら幾らの数字でなければならぬか、そこから逆算しているんですよ。だから、そういうことが二十年においてすでに出ておるわけですね。今回はその引き継ぎでしよう。前の改正と少しも変わら

ぬとおっしゃるんですから、引き継ぎです。それならば、本心は、物価上昇とかそういうことじやなしに、何とかして地裁の事件を簡裁のほうへよけい持つていただきたい、そういうふうに断定されてもしかたがないんじゃないですか。第一、私が疑問を持つのは、木村司法大臣が最初簡裁について説明されたこの性格、これは今日もそのとおりに当局は考えておるとおっしゃる、これは考えておらぬと言つたら、制度の根幹に触れる問題ですから、これはたいへんですよ。表向きはそう言わなければしかたがないものだから、言うておるもの、ほんとうはだいぶ変わつておるんじやないですか。事務総長、岸さん、どうなんですか。これは法律家がみんな疑問を持つておるところなんですね。私が最高裁判長官に来てほしい、といふのは、それは最高責任者が来て説明してもらわなきゃはつきりしませんよ。国会の議事録に堂々といま私が指摘したようなことが載つておるわけですから、一体簡裁の本質というものをかってにそんなに法施行の段階で曲げていいものかどうか、そんなことは許されませんよ。あなた、この二十九年の提案理由説明、どう理解するんです。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) まず、事務的な関係もござりますので、私から説明させていただきたいと思います。

先ほど来龜田委員からいろいろお話をございました

した二十九年の法改正の際の提案の理由は、お話をとおりでございまして、直接には政府のほうの御提案の趣旨でございますが、私どもとしても大筋において了解しておったものでございます。だからそれは、先ほど龜田委員からも御指摘がございましたように、当時いろいろ上告制度その他の問題もございまして、法制審議会でいわば全面的ないろいろな問題の一環として審議されて、ある程度の結論を出されました。これは法制審議会の議を経て提案されたものと記憶しておりますが、その際の原案は二十万円まで引上げるといふことでございましたが、その際の原案は二十万円まで引上げるといふことでございます。こうなりますと、これはかなり、その金額自体の問題

としては、戦前の裁判所の上限に近づくと申しますが、そういうような意味合いでござります。御承知のとおり、戦前区裁判所では八五%の事件を処理しておつたわけでございます。それに対しまして、政府の原案で出されました二十万円の金額に引き上げますれば、これはかなりそれに近い数字になるような意味合いで持つておつたと思いますが、それが十万円に修正されました。それに対しまして、政府の原案で出されました二十一万円の金額に引き上げますれば、これはかなりそれに近い数字になるようになります。

「委員長退席、理事山田徹一君着席」

で、今回の改正は実は経済事情の変動に基づきましたものであります関係上、一百分の面から申しますと、先般御説明申し上げましたように、昭和二十九年度の程度の簡易裁判所のペーセントまでにも達しない、つまり五〇%前後ということでおございまして、そういう面からは、いわば発足当初のペーセントむしろ近づくと、こういうことです。でも、なかなか五〇%前後といふことでございまして、そういう面からは、いわば発足当

に比べますれば、二十九年の改正をもつていたしましたとしても、なおかなりペーセントが低いといふことになつておるわけでございます。

○龜田得治君 まあこれはこまかくやり出すと

だけでも二日も三日かかりますが、第一、提案

理由のその経済事情にしましても、いままでの物

価指数だけとつていて、ところが、物価指数だけ

でいくと、どうも十万を三十万にするには無理

があるということで、そのほかの経済事情とい

うのをいろいろ資料に並べておるわけですね。こ

れは重複ですわ。各種の経済活動の集約がこれ

は物価なんですから、一つでいいんですよ。それを

言ひ、そうしてこちらが要求もしないような資

料をたくさんおつけになると、そういう無理なこ

とをしても、私はあと味が悪いだけでよくないと

思ふんでですよ。だから、そういう経済問題にまで

入り込んで議論しておつたら、これはとても進み

ませんからね。それはそれとして、まあ私の感じ

だけをちょっと指摘しておきますが、結局、物価

指数だけでいくと十方がどうしても三十万になら

ぬ、しかし三十万にしなければこちらが目的とし

ておるだけの数が簡裁のほうに行かない、そこ

がねらいなんでしょう、端的に。二十九年の改正

と一緒に、考え方方は、で、いまの御説明の中で

はしなくも言われましたが、二十九年の改正のと

きに二十万までいつておれば、戦前の区裁判所が

八五%ですか、それに近いところまでいったはず

だというような御説明をされておるのですが、そ

こなんですよ、問題は、簡裁と区裁判所の根本的

に性格が違つて出発しておるのに、なぜそ

ういうものを比較の対象に持つてこなきやならぬ

のか。すでにその考え方において混乱が最高裁で

ございまして、二十九年の政府提案が国会で修正されまして、その修正されたものを基本にし、それからその後における経済事情の変動といふことのみをもとにしてできておりますのが今回の法案である、かように理解する次第でございます。

○龜田得治君 まあこれはこまかくやり出すと

だけでも二日も三日かかりますが、第一、提案

理由のその経済事情にしましても、いままでの物

価指数だけとつていて、ところが、物価指数だけ

でいくと、どうも十万を三十万にするには無理

があるということで、そのほかの経済事情とい

うのをいろいろ資料に並べておるわけですね。こ

れは重複ですわ。各種の経済活動の集約がこれ

は物価なんですから、一つでいいんですよ。それを

言ひ、そうしてこちらが要求もしないような資

料をたくさんおつけになると、そういう無理なこ

とをしても、私はあと味が悪いだけでよくないと

思ふんでですよ。だから、そういう経済問題にまで

入り込んで議論しておつたら、これはとても進み

ませんからね。それはそれとして、まあ私の感じ

だけをちょっと指摘しておきますが、結局、物価

指数だけでいくと十方がどうしても三十万になら

ぬ、しかし三十万にしなければこちらが目的とし

ておるだけの数が簡裁のほうに行かない、そこ

がねらいなんでしょう、端的に。二十九年の改正

と一緒に、考え方方は、で、いまの御説明の中で

はしなくも言われましたが、二十九年の改正のと

きに二十万までいつておれば、戦前の区裁判所が

八五%ですか、それに近いところまでいったはず

だというような御説明をされておるのですが、そ

こなんですよ、問題は、簡裁と区裁判所の根本的

に性格が違つて出発しておるのに、なぜそ

ういうものを比較の対象に持つてこなきやならぬ

のか。すでにその考え方において混乱が最高裁で

ございまして、二十九年の政府提案が国会で修正されまして、その修正されたものを基本にし、それからその後における経済事情の変動といふことのみをもとにしてできておりますのが今回の法案である、かように理解する次第でございまます。

○龜田得治君 まあこれはこまかくやり出すと

だけでも二日も三日かかりますが、第一、提案

理由のその経済事情にしましても、いままでの物

価指数だけとつていて、ところが、物価指数だけ

でいくと、どうも十万を三十万にするには無理

があるということで、そのほかの経済事情とい

うのをいろいろ資料に並べておるわけですね。こ

れは重複ですわ。各種の経済活動の集約がこれ

は物価なんですから、一つでいいんですよ。それを

言ひ、そうしてこちらが要求もしないような資

料をたくさんおつけになると、そういう無理なこ

とをしても、私はあと味が悪いだけでよくないと

思ふんでですよ。だから、そういう経済問題にまで

入り込んで議論しておつたら、これはとても進み

ませんからね。それはそれとして、まあ私の感じ

だけをちょっと指摘しておきますが、結局、物価

指数だけでいくと十方がどうしても三十万になら

ぬ、しかし三十万にしなければこちらが目的とし

ておるだけの数が簡裁のほうに行かない、そこ

がねらいなんでしょう、端的に。二十九年の改正

と一緒に、考え方方は、で、いまの御説明の中で

はしなくも言われましたが、二十九年の改正のと

きに二十万までいつておれば、戦前の区裁判所が

八五%ですか、それに近いところまでいったはず

だというような御説明をされておるのですが、そ

こなんですよ、問題は、簡裁と区裁判所の根本的

に性格が違つて出発しておるのに、なぜそ

ういうものを比較の対象に持つてこなきやならぬ

のか。すでにその考え方において混乱が最高裁で

ございまして、二十九年の政府提案が国会で修正さ

れまして、その修正されたものを基本にし

て、それからその後における経済事情の変動とい

うことのみをもとにしてできておりますのが今回

の法案である、かように理解する次第でございま

す。

○龜田得治君 まあこれはこまかくやり出すと

だけでも二日も三日かかりますが、第一、提案

理由のその経済事情にしましても、いままでの物

価指数だけとつていて、ところが、物価指数だけ

でいくと、どうも十万を三十万にするには無理

があるということで、そのほかの経済事情とい

うのをいろいろ資料に並べておるわけですね。こ

れは重複ですわ。各種の経済活動の集約がこれ

は物価なんですから、一つでいいんですよ。それを

言ひ、そうしてこちらが要求もしないような資

料をたくさんおつけになると、そういう無理なこ

とをしても、私はあと味が悪いだけでよくないと

思ふんでですよ。だから、そういう経済問題にまで

入り込んで議論しておつたら、これはとても進み

ませんからね。それはそれとして、まあ私の感じ

だけをちょっと指摘しておきますが、結局、物価

指数だけでいくと十方がどうしても三十万になら

ぬ、しかし三十万にしなければこちらが目的とし

ておるだけの数が簡裁のほうに行かない、そこ

がねらいなんでしょう、端的に。二十九年の改正

と一緒に、考え方方は、で、いまの御説明の中で

はしなくも言われましたが、二十九年の改正のと

きに二十万までいつておれば、戦前の区裁判所が

八五%ですか、それに近いところまでいったはず

だというような御説明をされておるのですが、そ

こなんですよ、問題は、簡裁と区裁判所の根本的

に性格が違つて出発しておるのに、なぜそ

ういうものを比較の対象に持つてこなきやならぬ

のか。すでにその考え方において混乱が最高裁で

ございまして、二十九年の政府提案が国会で修正さ

れまして、その修正されたものを基本にし

て、それからその後における経済事情の変動とい

うことのみをもとにしてできておりますのが今回

の法案である、かのように理解する次第でございま

す。

○龜田得治君 まあこれはこまかくやり出すと

だけでも二日も三日かかりますが、第一、提案

理由のその経済事情にしましても、いままでの物

価指数だけとつていて、ところが、物価指数だけ

でいくと、どうも十万を三十万にするには無理

があるということで、そのほかの経済事情とい

うのをいろいろ資料に並べておるわけですね。こ

れは重複ですわ。各種の経済活動の集約がこれ

は物価なんですから、一つでいいんですよ。それを

言ひ、そうしてこちらが要求もしないような資

料をたくさんおつけになると、そういう無理なこ

とをしても、私はあと味が悪いだけでよくないと

思ふんでですよ。だから、そういう経済問題にまで

入り込んで議論しておつたら、これはとても進み

ませんからね。それはそれとして、まあ私の感じ

だけをちょっと指摘しておきますが、結局、物価

指数だけでいくと十方がどうしても三十万になら

ぬ、しかし三十万にしなければこちらが目的とし

ておるだけの数が簡裁のほうに行かない、そこ

がねらいなんでしょう、端的に。二十九年の改正

と一緒に、考え方方は、で、いまの御説明の中で

はしなくも言われましたが、二十九年の改正のと

きに二十万までいつておれば、戦前の区裁判所が

八五%ですか、それに近いところまでいったはず

だというような御説明をされておるのですが、そ

こなんですよ、問題は、簡裁と区裁判所の根本的

に性格が違つて出発しておるのに、なぜそ

ういうものを比較の対象に持つてこなきやならぬ

のか。すでにその考え方において混乱が最高裁で

ございまして、二十九年の政府提案が国会で修正さ

れまして、その修正されたものを基本にし

て、それからその後における経済事情の変動とい

うことのみをもとにしてできておりますのが今回

の法案である、かのように理解する次第でございま

す。

○龜田得治君 まあこれはこまかくやり出すと

だけでも二日も三日かかりますが、第一、提案

理由のその経済事情にしましても、いままでの物

価指数だけとつていて、ところが、物価指数だけ

でいくと、どうも十万を三十万にするには無理

があるということで、そのほかの経済事情とい

うのをいろいろ資料に並べておるわけですね。こ

れは重複ですわ。各種の経済活動の集約がこれ

は物価なんですから、一つでいいんですよ。それを

言ひ、そうしてこちらが要求もしないような資

料をたくさんおつけになると、そういう無理なこ

とをしても、私はあと味が悪いだけでよくないと

思ふんでですよ。だから、そういう経済問題にまで

入り込んで議論しておつたら、これはとても進み

ませんからね。それはそれとして、まあ私の感じ

だけをちょっと指摘しておきますが、結局、物価

指数だけでいくと十方がどうでも三十万になら

ぬ、しかし三十万にしなければこちらが目的とし

ておるだけの数が簡裁のほうに行かない、そこ

がねらいなんでしょう、端的に。二十九年の改正

と一緒に、考え方方は、で、いまの御説明の中で

はしなくも言われましたが、二十九年の改正のと

きに二十万までいつておれば、戦前の区裁判所が

八五%ですか、それに近いところまでいったはず

だというような御説明をされておるのですが、そ

こなんですよ、問題は、簡裁と区裁判所の根本的

に性格が違つて出発しておるのに、なぜそ

ういうものを比較の対象に持つてこなきやならぬ

のか。すでにその考え方において混乱が最高裁で

ございまして、二十九年の政府提案が国会で修正さ

れまして、その修正されたものを基本にし

て、それからその後における経済事情の変動とい

うことのみをもとにしてできておりますのが今回

の法案である、かのように理解する次第でございま

す。

○龜田得治君 まあこれはこまかくやり出すと

だけでも二日も三日かかりますが、第一、提案

理由のその経済事情にしましても、いままでの物

価指数だけとつていて、ところが、物価指数だけ

でいくと、どうも十万を三十万にするには無理

があるということで、そのほかの経済事情とい

</div

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは夏
則的に、部内の執務資料として、部内用に作成し
たものでございますが、まあいまのお話のような
関係もあるらうかと思いまして、特に前書きでその
点を断わつておるわけでござります。ただししか
し、そう申しましても、総務局におきましても十
分関係局とも必要に応じて意見を交換いたしてお
りますので、まあそういう意味でどういうふうに
おとりいただいてもけつこうでございますが、前
書きに書いてありますことは、当局限りの一応の
見解である。こういうふうに明示しておるわけで
ございまして、私が責任を持って内容を編集し
た、こういうことになるわけでござります。

○鷗田得治君 これはまあ一へん長官に来ても
らって聞きますがね。この一八五ページですね、
これをちょっと質疑を進める都合上読んでみます
す。「第二章 地方裁判所」ですね。「一 本章
は、下級裁判所の二たる地方裁判所について規定
したものである。」「二(一)——これから本文でです
ね、「地方裁判所は、原則的な第一審裁判所であ
るとともに、司法行政上は第三階層に位する裁判所
所である」という意味においては、裁判所構成法上
の地方裁判所に相当するものである。もつとも、
本法においては、簡易裁判所は、本来、警察署の
管轄の「一または二を単位として全国に六百近くも
配置し少額軽微な事件を簡易迅速に処理させよう
ことに表現しているわけですね、区裁判所との区
別。「そこで、それに伴い、地方裁判所も裁判所
構成法上の地方裁判所と等質のものとしてでな
く、地方裁判所のほかに、区裁判所の性格をもあ
る程度あわせ有するものとして構成されている。
そして、從来区裁判所の存した地には、原則とし
て、地方裁判所の支部が設けられている。なお、
本法では、地方裁判所と同列の裁判所として別に
独立の家庭裁判所が設けられているから、地方裁
判所の権限は、この点では、裁判所構成法上の地

方裁判所の権限に比し、それだけ狭いこととなるのが「簡易裁判所」である。さらに続けて「(注1)」に、「ただし、本法施行後ににおける本法および民刑訴訟法等の数次の改正の結果、簡易裁判所は、逐次、区裁判所に近い性格に復しつつあるものということなることができよう。」こういうふうに、何ですか、最高裁では割り切って考えてしまっておるのでですね。簡裁と区裁、当初は違っていたことははつきり認めめ、しかし数次の改正によって区裁判所に近い性格に復しつつあるものと言うことができると、こういうふうに見ていてわかるわけですね。しかし、あなたのはうがその担当者なんですから、見ているということは、それを是認してそういうふうに一緒に歩いているということになるわけとして、これはたらいへん重要なことじゃないかと思うのですがね。そうして、簡易裁判所の章を見ますと、なあざらはつきりそのことが出てきます。二六八ページですね、「第四章 簡易裁判所」、「一 本章は、下級裁判所の一たる簡易裁判所について規定したものである。」「二(一)——ここから簡易裁判所のことを書いていますね。「簡易裁判所は、比較的少額軽微な事件について第一審の裁判権を有する裁判所である」という意味においては、裁判所構成法上の区裁判所に相当するものである。しかし、本法は、本来は、簡易裁判所を、区裁判所に相当するものとして構想したわけではなく、と、ここはちゃんと誕生のお立ちといふものには、これはお認めになつてゐるわけだ。「構想したわけではなく、むしろ、アメリカの少額裁判所やイギリスの治安裁判官等にならつて、少額の民事事件またはいわゆる違警罪その他の比較的小額な犯罪に関する刑事案件を、簡易な手続で迅速に処理させるため設けられたものである。従つて、それは、警察署の管轄の「または」を単位として、全国に六百近くも設けられ、その裁判官の任命資格についても、要件が緩和されて、るほかに、とくに、特別の選考による任命も認められた。ただ、手続の簡易化については、必ずしも当初予期されたほどの徹底した立法措置が講ぜられなか

つたばかりでなく、これからですが、「数次にわたる本法改正の結果、簡易裁判所の裁判権の範囲は次第に拡張され、今日においては、簡易裁判所は、裁判所構成法上の区裁判所にやや近い性格をもつにいたつてゐるものといわなければならぬ。」と、これは非常にこうはつきり説明されておりますね。当初の最高裁なりあるいは法務省の提案理由の説明と全然違うじゃないですか。簡易裁判所が設けられた当初の基本性格というものは堅持しておるのだ、その立場に立つてやつておるのだと、言いながら、すでに昭和二十九年においてはそれを実際は忘れておるわけですね。まあ私もそれは忘れていた。当時はあまり議論にならなかつた。ただ今度こういう大議論になつてきたから、をくすしておるようなことを言つておりますが、それは実際は忘れておるわけですね。まあ私もそれは忘れていた。現在はあまり議論にならなかつた。ただ今度こういう大議論になつてきたから、私もさかのぼつて調べたら、なるほどこういう一九三九年当時のものが出でてきているわけです。そして、昭和四十二年十二月のこれは説明書です。現在の説明書です。これにおいてははつきりとふう違つておりますが——総務局長はいいです、あんた何べんも聞いているから、ざつくばらんにどうこの問題を扱つておるのか、答弁に矛盾があるわけですねよ、第一。事務総長、さつきからずっとお聞き願つておりますが——総務局長はいいです、あんた何べんも聞いているから、ざつくばらんにどうこのお感じになりますかね。違つておるものをしておらないと、法案を通すためにだけそういうことをおつしやるということも、これは困るし、事務総長からお答えしてください。

「……これが、元々は『復しつつあるもの』ともいふべきでござりますが、『注』のほうには『復しつつあるものともいうことがござります』と書いてございまして、たつた一文字のことであります。」

○鷹田得治君 「〔注1〕」ですね。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 一八六
ページの「〔注1〕」でございますが、「ハバベージ」の「〔注1〕」をお読み上げになりましたところに、「区裁判所に近い性格に復しつつあるものともいうことがござります」。こういうことで、たつた一字のことをあげつらうのも恐縮でございます。しかし、それを御理解いただきたいと思って、ここで「注」にいたしましてこういうものを書きましたのは、そういう意見も学者その他にござりますので、そういう意見を紹介したわけでござります。

しかし、この簡易裁判所のところで、簡易裁判所の裁判権の範囲が次第に拡張され、そしてやや近い性格を持つようになつたという表現をとつておりますことは、これは御指摘のとおりでござります。この点は、私どもとしてはかような考え方で書いたものでござります。一つは、まず刑事案件につきまして、発足当初は純粹な罰金刑の事件だけしか扱うことができませんでしたのを、その後の改正である程度懲役刑の事件でも処理することができるようになりました。これを広い意味での性格というふうに見ますれば、そこに少し前よりは区裁判所のほうへすれたということになると、こういうような趣旨で書いたわけでござります。

同時に、民事事件につきましても、訴訟事件に関しまする限り、先ほど御説明申し上げましたように、発足当初は三〇%程度であつたかとも思いますがけれども、二十九年の改正の結果は五八%程度になりましたのですから、区裁判所の八五%

れども、これは原文では「復しつつあるものともいうことができよう」と書いてございまして、たつた一文字のこととてあまりいろいろ申し上げますのも恐縮でござりますが、「注」のほうには「復しつつあるものともいうことができよう」と、こう書いておるわけでござります。

事件を簡単な手続で処理すると、そういう基本的な性格について、現在も少しも変わらないと考えておるわけございまして、民事事件につきましては、先ほど来申し上げておりますように、訴訟以外の事件につきましては全然変わつておりますんし、それから訴訟につきましては、金額にかかるわざ取り扱います。たとえば境界確定の事件でござりますとか、家屋の賃貸借の事件でござりますね、そういう事件については、現在でも簡易裁判所の権限ではないわけで、そういう点では簡易裁判所も当初の権限と少しも変わりはないわけでございます。ただ、第一審訴訟事件の配分比率の点から見ますると、発足当初よりは区裁判所のほうへややずれていくっておる、こういうことを指摘したことが亀田委員のお目にとまつたことかと思ひますけれども、私どもとしては、まだそれに関して発足当初の基本的な性格を欠いておるものというふうには理解しておらないわけでございますし、ここに書いておりますことも、「やや近い」とか、いろいろ表現ござりますけれども、そういう趣旨で、私どもとしては、先ほど来御説明申し上げましたことと矛盾しないと考えておる次第でございます。

○亀田得治君 それは矛盾しないと言わなければ答弁になりませんわな。それは無理やりに言つてゐるだけ、第三者の聞いておる人がそういうお感じになるかならぬか、私はおそらくだれでもこれは矛盾しておるというふうにお感じになつていると思ひます。

兼子一さんですね、あの人は裁判所法の立案に参画された人でしよう、当時専門家として、どう段階における、改正調査委員会でしたか何かの委員ではなからうかと思ひますが、正確なところはいまちょっとわかりません。

○政府委員(影山義和) おそらく、裁判所法立案

○鶴田得治君 それをちよつと調べておいてください、正確なところを。いいですな。

○政府委員(影山勇吾) はい。

○鶴田得治君 とにかく兼子さんが参画されたことは事実です。その方が、法律学全集の「裁判法」という著書の中で、簡裁の性格の指摘をやつしているのです。これも皆さんにひとつぜひ御検討願いたいと思いますので、朗読しておきます。

「簡易裁判所は、最下級の下級裁判所で、少額軽微な訴訟事件についての第一審の裁判権行使する単独制の裁判所である。但し、同じ第一審裁判所であっても、地方裁判所と簡易裁判所とは、かなり性格の異ったものとして構想されている。旧制度上の地方裁判所と最下級であった区裁判所との関係が相対的であったのと違うため、名称もこれを踏襲しなかつたわけである。むしろ裁判所法の立法過程においては、当初は各裁判所となるべく等質的なものとする趣旨から、簡易裁判所といふものは考慮されなかつたが、一方刑事関係で憲法上特に捜査段階における各種の強制処分に裁判官の令状が必要になつたので、警察署の近くに裁判官がないと急を要する場合に間に合わないことが懸念されて、警察署単位の違警罪裁判所的なものが要求された。そこで、民事でも調停や少額事件を簡易迅速に処理する民衆に親しみ易い裁判所がつてもよいというので、この両方の要求を満たすために、全国に多數設置されることになったのである。現在ではその設置場所は、五七〇カ所に達している。しかし、裁判所法施行後、上級裁判所の負担軽減のために、簡易裁判所の管轄を次第に拡張する傾向にあり、そのために当初の性格を読んで簡裁の性格が変貌しつつあるといふのがぼやけて来たことは見逃すことができない。」

この事務総局がつくった裁判所法の逐条解説とほとんど同じような説明をされておりますがね、これを読んで簡裁の性格が変貌しつつあるといふの後の改正についてもこれは十分知つておられるうに考へない人はありますかね——ないでしょ、それは。兼子さんは、当時立法にも参画しただけじゃなしに、これは民訴の専門家として、その後の改正についてもこれは十分知つておられる

○最高裁判所長官代理人(寺田治郎君) ちょっと
まず私が申し上げます。
兼子委員の御著書に御指摘のような記述がありますこと、私どももよく承知いたしております。私どもが「注」でああいうことを書きましたのも、そういう御意見を念頭に置いておつたわけでございます。ただ、先ほど来御引用になつておりますこの逐条解説にも引用しておりますよう、司法法制審議会の第一小委員会の席上、兼子委員から簡易裁判所の手続に関する構想が出されました、それも審議の資料とされたようでございまして、その構想は、それは非常に徹底したもので、いわばイギリスのマジストレート・コート、それに当たりますかどうか、もし間違つておりましたら取り消しますけれども、とにかくその手続を徹底的に裁量的なものにする、現在の民事訴訟法にありますようなら、いわば簡易手続の程度ではなくて、もつと徹底したものを構想されておつたようですが、そういう構想もあつたわけでございます。それに先ほどお読み上げになりました、「構想したわけではなく」というようなところにも多少そういうのが出ておるわけでございますが、そういう構想もあつたわけでございますけれども、これは結局、委員会の審議の過程、この法案立案の過程で、いわば少数的な意見となつたようでございまして、結局実現いたしましたのは現在の民事訴訟法にあります程度のものになつたわけでございまして、そういう意味では兼子委員のお考えそのままが簡易裁判所として実現したわけではなかつたわけでござります。しかしながら、それにいたしましても、数次の改正、ことに兼子委員は主として民事のことと言つておられるといたしますれば、それは二十九年の改正を中心におつしやつておるものであるうと思ひますけれども、その際の改正の結果ペーマネントが変更になつたということがおそらくおもな理由になつて、いまのような記述になつておるわけであらうと思ふが、実質は変えられつある、こういうことでございましょうが。事務総長、どうなんですか。

います。しかしながら、その点につきましては、私どもは、先ほど申し上げておりますとおり、その限度においては近づいたという表現をとらざるを得ないけれども、しかし全体として、まだそのほかの部分を含めて総合的に見た場合に、基本的性格が変わったものというふうには受け取つていいならないということで、おそらくそういう意味においては兼子先生をお認めになるのではないか、かように考へるわけでございます。

○鶴田得治君 「当初の性格がぼやけて来たことは見逃すことができない」これはお認めになりますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 兼子先生がそういうことをお書きになつておることは、承知いたしております。

○鶴田得治君 や、そうじゃない。あなた自身はお認めになるかと言うのです。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、性格ということばを非常に吟味して使う必要があるということを私どもも最近特に痛感するわけでございます。兼子先生も、たとえば執行事件、破産事件を簡易裁判所で取り扱わない、そういう意味での性格がぼやけたとは毛頭お考えになつておらないと思います。また、訴訟事件につきましても、先ほど来繰り返して申し上げますように、少額にかかわらず取り扱う事件が区裁判所にございましたのに、それを取り扱うようにはしていないという点でも、性格がぼやけてきたとはお考えになつてないと思うわけでございます。ただ、訴訟事件の訴訟物の価額の上限の問題については、当初よりも比例的に少し高くなつたという意味でお使いになつておるとすれば、それは私も先ほど来繰り返し申し上げておりますように、そういう意味で、当初から比べれば少しペーセントは高くなつたという意味で性格がずれたということ、こういうことは認めざるを得ない、こういうふうに言えると思います。その点は、性格ということばの使い方の問題であらうかと、かように考へるわけでございます。

午前十一時四十八分休憩

○亀田得治君　いずれにしても、本件は、十万を三十万にする、十を三十に直す、それだけの問題ではないのだということがこの一番大事な点だと思います。大きな論争になつておるもの、そこにあります。簡裁の性格がぼやけている、決してあるわけです。

午後一時十七分開会
○委員長(小平芳平君) 法務委員会を再開いたし
ます。

か当初予定されたいわゆるかけ込みの裁判所といふ運用が少しもなされておらぬじやないか、調停といったようなことについてもつと性格を發揮すべきじやないか、そういうこともこれは含めて議論されておる性格論なんですね。調停の状態から、和解の状態がどう、逮捕状の状態がどうなつておる、肝心の民訴の扱いがどうなつておる、これは各論的にまた聞きますから、ただいまのところはそのこまかいことには触れませんが、そういう問題として今日提起されておるのだということを、やはりこれは国会としても真剣に考えていかなければいかぬと思うのです。いや、それはもう簡裁というものは区裁判所化してしまつたらしいのだ、こういうお考えなら、それも一つの立場でしょう。しかし、それなら、簡裁をつくったときのこのいきさつもあるし、ちゃんと制度もあるわけですから、きちんとそういうふうにしなければならぬ。いや、それはいかぬだ、やはり簡裁の当初の特色というものを發揮しない今まで埋もらさしてしまう、それはよくないという方針なら方針で、そのきちんと歯どめをしなければいかぬわけですね。その点をはつきりさせないで、ただ物価がちょっと上がつたから十を三十に直していく思いがいいですから、午後一時からやりたいと思ひますけれども、一応この点だけひとつ提起しておきます。

○理事(山田徹一君) それでは午後一時まで休憩いたします。

○鷗田得治君 裁判所法の一部改正に関連し、地裁の状態をどう考えるかということが一つの問題点になつておるわけです。で、当初私の考え方を申し上げましたが、この問題の処理はいろいろな方法があろうと思います。そのうちの一つは、やはりこれは他の問題にも共通する点があるわけです。が、裁判官の増員ということが問題だと思います。で、これは幾ら予算と定員とをやしても、なるういう意欲が若い法曹の間に出てこなければ、実際問題としては成り立たぬ話です。そういう立場から、この裁判官が、裁判官となつて裁判所に行きたいと、そういう雰囲気が非常に私は大事だと考へております。裁判官になる人は、やはり一番の魅力というものが、場合によつては国家のためにこの仕事ができるのだと、こういうところにもう最大の意義を感じておると思うのです。また、これは大事なことなんです。何といつて権力が横暴なことをすればそれを否定できるのだと、憲法と法律と良心に従つてほんとうの正義のためにこの仕事をつとめることなんですね。それで、これは議会制民主主義のもとにおいては、多数党、どちらかの党派というものが非常に大きな価値を持つておるわけですから、これは立場のいかんにかかわらず、行き過ぎといふことは絶えずあり得ることなんですね。それに対して、この三権分立の立場で、裁判所、裁判官といふものが非常に大きな価値を持つておるわけですね。私はそこを大事にしなきやいかぬと思うのですが、ところが、どうも最近二、三起きた現象といふものは、逆のことを行つておるのじやないか。やつておる方々自身はそれなりに非常にまじめな

気持ちで取り組んでおられるかもしだれぬが、もう少し大きな気持ちで見たら、かえって結果はマイナスになるというふうなことがあるよう私は感ずるのです。平賀書簡の際、あるいは四月八日の事務総長の談話、私はそれらを見て非常に憂慮していましたわけですが、五月三日最高裁の長官が新聞記者会見で語られたこと、まあマスコミの伝えるところによりますと、裁判官が一番えぐられることをきらう裁判官の思想の問題に入り込んでさておる。これは私は質的に非常に重要な問題に最高裁の長官が触れたと思うのであります。この問題についていろいろお聞きしたい点があるわけです。が、まず最初に、どういう状態であのよな發言がなされ、そうしてまたその發言のために文書などが用意されてなされたものなのか、その辺の実情からまずお聞きしたいのです。本来ならば、長官自身に御出席を願つて、ここで長官自身が説明されるべき重大な問題だと私は考えております。しかし、いま来ておられませんから、事務総長にかわってお答えを願います。ともかく、どういうことを言われたのか、その中身をはつきりすると、そのときの状況ですね、その二つの点できるだけ正確にひとつまでもお答えを願います。

出ておりますが、その際の長官の言わんとした骨子は、憲法の精神を守るべき裁判官についての職務上のモラルを説いたものであります。長官の言われた骨子は、この二十数年来憲法が次第次第に国民生活に定着しつつあるのだと、この際裁判官として、憲法を守つて、その精神によつて法を解釈する職責の重大なことを自覚しなきゃいけない。そこで、この憲法を究極において否定するような極端な片寄った主義主張の持ち主は裁判官としては好ましくはない。しかし、それはあくまでも裁判官の職業的倫理、モラルとして述べられたもので、法律問題として扱つたものではございません。以上のような長官の考えは、国民大多数の常識ではなからうかという、そういう趣旨の事柄が長官発言の骨子でございます。

○亀田得治君 それはメモがあるのですか、発言のときの。

○最高裁判所長官代理者（岸盛一君） 発言の際は、何ら原稿もメモもなしに、フリートーキングでやられたそうでございます。

○亀田得治君 録音はあるでしょうか。

○最高裁判所長官代理者（岸盛一君） 録音は裁判所としては取つておりません。

○亀田得治君 それはおそらく、めつたにない記者会見ですから、マスコミのほうでちゃんとあると思いますね。したがつて、やはりそれを正確に事務当局としては再現をして文書にしてほしいと思ひます、大事なことですから。

○最高裁判所長官代理者（岸盛一君） これまでもたびたび記者会見が行なわれましたけれども、それを録音しておいてあとで文書にしたというような例は、そういうことはございませんです。

○亀田得治君 いや、例があつてもなくとも、今回は必要だから、必要だから要求するわけです。これは別に被疑事件の捜査に関連があるとかなんとか、そんな話じゃないから、マスコミだつて正確な国会の論議の便宜のためであれば当然そんなことは協力してくれると思います。これはやつてくれませんか。

派遣し、各層に小選挙区制の意図するものを訴え、更には第五次選挙制度審議会に小選挙区制の答申を取止めよう要請しました。」

「アメリカのペトナム侵略が狂暴化し核戦争の脅威が現実のものとなってきている状態のなかで、協会は平和擁護のための活動にも積極的に取り組んでおります。トンキン湾事件発生の際には安保条約との関連で、我が国の戦争協力体制について分析を加え、その後のアメリカの有毒ガス有毒化学薬品の使用に対しては抗議文を採択し、ペトナム侵略をジュネーブ協定にのつとつて解決するための法律家アピールを他団体と協力しておしつけめ、アメリカのペトナム戦争犯罪調査の「東京法廷」に参加しました。」

て、これは青年法律家協会が独自の団体で、これが独自の行動をする、これはもうまことにそのとおりの事柄でござります。われわれが問題にしておるのは、この団体に裁判官が加入していることがはたして適当かどうかという問題なのです。いま御紹介いたしましたのは、青年法律家協会の内容 자체をどうこう申し上げているわけじゃないでございます。要するに、このいま御紹介いたしましたところによれば、これはやはり国民が常識として、中のいい悪いは別問題にいたしまして、政治的色彩の濃い団体であるというよう認めることは、これは問題ないのじやなかろうか。だとすれば、それに裁判官が加入していることはいかがなものであろうかということに相なるわけでござります。

○最高裁判所長官代理者（矢崎憲正君）要す
に、私どもの申し上げておりますことは、こうう
うような政治的な色彩の濃い団体に裁判官が加わ
していること、これがやはり国民から見られれば
裁判の公正に対する疑惑を招くことになるのじ
なかろうかということを申し上げておるわけですが
ございまして、この団体自身の行動がいいとか悪い
とか、そういうことを申し上げておるわけでは決
してないわけです。

○鶴田得治君 それは何べんもお聞きしております
らよろしい。私の問い合わせてくださいよ。裁判
官が、自分の憲法解釈はこうだ、したがつて政府

はあたりまえじゃないですか。何が悪いですか。それを悪いように思っているところが、どこか狂うておるのじゃないですか。裁判官は実際の裁判をやる場合には、それはそれとして取つておいて、また別個な角度で事件 자체は処理していくわけでしょう。それを信用しなければいかぬですよ。それを信用しないのだったら、結局最高裁判は、表ではきれいなことを言っているが、思想調査をやつて自分らのワクで選択をしていくということになってしまふ。一体論文を発表するのがどうして悪いのです。それは議員の立候補とか、そんなことはもちろんこれは禁止されております。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 純粹な学術論文など、政府なりある党の政策に対する

「また沖縄問題については、沖縄県がベトナム戦争の発進、補給基地となつており、米軍による各種人権侵害がひん発していることから、五八年四月沖縄調査団を派遣し、沖縄問題の解決は、主権の回復、平和、県民の人権と生命を守る観点から取組む必要性があることを「基地のなかの沖縄」といわれる沖縄の現実をもとに国民各層に訴えてきました。」「反憲法的な治安立法や官憲の側の便宜のみが強調され、国民の権利が大幅に制限されかねない諸立法が謂わば傾向的に見られるなかで、これららの傾向に憲法擁護の基本線で結集している青法協が黙視することが出来ずには当然で、協会は治安立法・治安体制の強化、国民の人権と生活の侵害に対処する活動を展開してまいりました。」このようにして、まだ「現在の協会活動の重点」というのがあります。それはいま御制止がありましたが、各項目だけを読み上げてみますと、「安保・沖縄」——これは安保は七〇年の闘争、沖縄はこれは完全回復と、それから「司法制度」、それから「人権・公害」という項目がありまして、公害では「イタイイタイ病、四日市、新潟水俣、安中の四大公害をはじめ、富士、熊本水俣その他公害問題、出稼ぎ労働者の人権と生活労災問題等につき調査団を派遣し研究集会を開催するなどし国民の生命と人権を守る」等々となつております。

○畠田得治君 そこにまあ書いてあることは、これはきわめてもつともなことなんです。それは、憲法を守り、平和と民主主義を守るということがある以上は、目的に忠実なら当然出てくる。それは行動なんですよ、どの一つとったって。そしていろいろ具体的には、パンフレットをつくったり、やはり法律家としての特徴を生かしておたりになつておられるわけですね。私はどんどんやつたらいいと思うのですよ。ただそこに裁判官が入るのが困る、ふさわしくないという意味なら——あ違法ではないが、ふさわしくないと、そういう意味のこともおっしゃるわけですね。そういうところに最高裁のやはり古さがじみ出でておると思うのです。これは裁判官も政党に入れるのは違うのです。たとえば政府の政策を批判する——これは憲法をしっかりと勉強しておれば批判が出るのはあたりまえですよ。ことに憲法九条などはあたりまえじゃないですか。政治的な解釈で、多數にものいわせてまかり通つておるだけでしょう、端的に言えます。数が足らぬからこっちが遠慮しておるだけのことです。政治権力にも何にも遠慮しないで、そうして自分をみがいていこうという法律家が批判を持つのは、これは当然ですよ。その点までは差

の憲法の運用は間違つておると、こういう批判をすることは自由でしよう、裁判官として。裁判官または個人としてもけつこうですよ。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲止君) 内心においては自由だと思います。

○亀田得治君 内心においては自由とは何ですか。そういう批判はできませんが、外部的にできることであります。そんなことを言うのは、憲法自身もあなたは否定するのぢやありませんか。どこかあなたは表現の自由といふのは、そんなあなた、厳然としてあるぢやないですか。内心いうのは、そんなこと、どこに限定する必要があるのです。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲止君) あるいは私の申し上げようがまずかつたかも存じませんけれども、裁判官が政府の政策に対する批判あるいはある党の政策に対する批判といふものを公然と表現して、そうしてそれによって世論の喚起の一助にするとか、そういうような行動をとることについては、これはやはり慎まなければならぬ事柄ではないか、こういうふうに思つて、先ほどのような表現を使つたわけでございます。

○亀田得治君 そこがおかしいぢやないですか。裁判官には表現の自由がないのですか。ほんとどうにそう思ついたら、論文でも書いて発表するの

る批判ということは、やはりこれは違うのではないか。
かるうかと思うのでござりますけれども、亀田委員のおっしゃることもよくわかりますけれども、
しかしながら、政府の施策、あるいはある党の政策
に対し、裁判官がこれを批判して論文を發表する
するということは、いかにもこれは裁判官として
の心がまえにも沿わないやり方ではないか、私は
頭が古いのかもしませんけれども、そう思ふわ
けでござります。

○亀田治得君 古いですね、話にならぬ。裁判は
裁判で、あくまでもケースに即して、具体的に、
良心的にやつていこうとして裁判官が努力してい
るわけでしよう。あとは信用しなさいよ。だから
といって、裁判官、忙しいのに、むやみやたらに
いろいろなものを發表するとは思いませんけれど
も、そんなワクをはめるようなことは間違います
よ。憲法にきちっと保障されているではないですか
か。裁判官なるがゆえに、どうしてそれが制限さ
れるのですか。そして、いま追及すると、いや
それは法律上は別に差つかえないのだと、ただ
モラルとしてと、こういうところにすべて逃げて
しまうわけでしょう。それは私は、裁判官も、政
治問題についても、どんどんまじめな人はやはり
研究すると思うのですよ。してもらつたらいん
ですよ。そういう打てば響くような状態のほう

つかないでしょ、その点までは、政府のせいでしょ。しかし、裁判所長官代理者（矢崎憲正君）要するに、私たちの申し上げおりまることは、こうしたうような政治的な色彩の濃い団体に裁判官が加わっていること、これがやはり国民から見られれば、裁判の公正に対する疑惑を招くことになるのじゃないかということを申し上げているわけですから、いまして、この団体自身の行動がいいとか悪いとか、そういうことを申し上げているわけでは決してないわけです。

○亀田得治君 それは何べんもお聞きしておりますわらよろしい。私の問い合わせてくださいよ。裁判官が、自分の憲法解釈はこうだ、したがって政治の憲法の運用は間違つてると、こういう批判することは自由でしょう、裁判官として、裁判官または個人としてもけつこうですよ。

○最高裁判所長官代理者（矢崎憲正君） 内心においては自由だと思います。

○亀田得治君 内心においては自由とは何ですか。そういう批判はできませんか、外部的にできるでしょ。そんなことを言うのは、憲法自身でもあなたは否定するのじゃありませんか。どこか出てくるのです。表現の自由というのは、そんなあなた、厳然としてあるじゃないですか。内心いうのは、そんなこと、どこに限定する必要があるのです。

○最高裁判所長官代理者（矢崎憲正君） あるいは私の申し上げようがまずかったかも存じませんけれども、裁判官が政府の政策に対する批判あるいはある党の政策に対する批判というものを公に発表して、そうしてそれによって世論の喚起の一助にするとか、そういうような行動をとることについては、これはやはり慎しまなければならぬ悪い事柄ではないか、こういうように思つて、先ほどのような表現を使つたわけでございます。

○亀田得治君 そこがおかしいじゃないですか。裁判官には表現の自由がないのですか。ほんとうにそう思ついたら、論文でも書いて発表するの

が、普通の事件を扱う場合でもやはり反映していくと思うのですよ。それを何か、時のいわゆる政治に巻き込まれるのはごめんだと、わしは一切都是腹の中だけにしまっておくだけ——それは、しまっておくというのは、實際は考へないとということなんですよ。考へておれば、どうしても口に出るのはあたりまえですよ。だから、そういうことではないに、むしろ裁判官も、好きな方は大いに勉強してもらう。意見を述べてもらう。ただし、それによつて、裁判官の裁判の原則を、憲法、法律、良心。これはあくまでも守つて、國民の負託にこたえるようにしてくれ、こういかなければ、そんな若い人が集まつてくるものですか。そうして、何かそういう俗耳に入りやすいうことを言うと、若干それに最高裁判官ななかかいいことを言つたというようなことを言つと、うちょううてんになつて、それに輪をかけたようなことを考へていくと、これは知らず知らずのうちに、最高裁というところは、これはもぬけのからみたいなどころになつてしまふ。われわれも、場合によつては政治家もしんどいし、場合によつては裁判官もいいなあと實際は思つてゐるのですよ。思つてゐるのですがね。そんなあなた、妙なワクをはめられるところに、何で行く必要があるのですか。まあ君らのほうは亀田さんなんかに来てもらわぬほうがいいと思ういるかも知れないけれども、しかしあれでも行きたいなあと思ふような状態でなければいかぬのですよ。それはずっと突き詰めてみれば、何もたいした根拠はないのです。だから、この間からモラルとして、モラルとしてというようなことを言つても、そんなことはやめてほしいのですね。

調和し、解決していくかの、その問題だと思います。その問題を解決するかぎは、裁判官としての職業的モラル、これがやはりものをいうんじやないかだろうか。裁判官が政治的な色彩のある団体なり組織なりに加入しておりますと、いかにその裁判官としての公正な裁判をしたとしても、やはりその団体の構成員であるかゆえに、その団体の方針に沿った裁判をしているんじゃないかという疑惑感を国民から持たれることにならうかと思ひます。やはり裁判官は政治の前衛隊であつてはならない、ということは昔から言われておりますが、そういう点から考え合わせましても、やはり裁判官としては、法律上は許されている、許されていないの問題は別として、裁判官の職業的モラルとしては、これはきびしいモラルじやなかろうかと、かよろに考えます。

○松澤兼人君 モラルということがどうもよくからぬのです。それは規律という問題とは全然別なんですね。モラルといふと、どうも簡単に使はれども、なかなかむずかしい問題じやないですか。

○最高裁判所長官代理者(岸盛一君) 普通に使われている意味でモラルと申しておりますんですね。じゃ、服務規程とか規律とかということですが、法規範ではないけれども、やはり一つの倫理規範である、かようにも考へるわけです。

○松澤兼人君 今度は倫理規範とおつしやつたんですね。じゃ、服務規程とか規律とかということとは別に、倫理概念といふか、倫理的な要求であります。そういうものが特に裁判官には必要だと思います。

○松澤兼人君 倫理あるいはモラルということでは必要であるけれども、服務規程とかあるいは内規とかいうものでなければならないというわけですね。

○松澤兼人君 私のおやじも裁判官ですが、裁判官として生活をしなければならないモラルというものは心得ていたと思います。特に最高裁の長官ことなら、あらためてそういうことを言わないで、裁判官は当然考えていることなんです。それも、裁判官は特に憲法記念日に発言されたということは、やはり政治の問題がそこにからんでいる、それがむしろ根本的な理由であって、新たなるモラルというふうに私は考えなければならないと思うのです。これは從来からあったモラルと違つて、新しい、つまり政治的な色彩を含んだモラルとして、裁判官にこのたびあらためて要求されたというふうに解釈できると思うのです。この点はどうですか。

○最高裁判所長官代理者(岸盛一君) 長官発言
は、政治的意図から出たものでは決してございません。また、私どもさようには受け取つております。時代の進むにつれまして、裁判官の周囲にもいろいろな問題が起きますので、それを一々法規でしばり規制するというふうなこともできないので、新しく起きた問題について先輩としてどう考へると、そういうことを示すということは、これは別にそう非難されるべきことではないというふうに考へます。

○松澤兼人君 終わります。

○龟田得治君 要するに、最近ずっと起きておる司法行政の上のほうからの発言を見ておりますと、結局は、青法協なり、憲法を成立当初の純粹な形で擁護していきたい、そういうことに對する攻撃としてこれはあらわれておるわけですよ。中立でおれおれといいますか、結局は現在の政治権力が考へているような方向でこう戒めておる、その感想がする。それから、昨年問題になつた例

の平賀問題ですね。平賀問題から、あなたの談話、が、たとえば平賀問題にしても、最高裁ではきちんと中止はんぱな判断しか示さなかつたわけですね。ほとんど全国の法曹というものが、平賀さんの行動に対し、これは裁判に対する干渉だといふ考え方を示しておるわけですね。例外はあります。鹿児島の果てのほうにおられる方とか、いろいろこれはまだありますが、それはどこでも例外はありますよ。だけれども、ほとんどの方がそういふ見解、そうして地元の札幌地裁においても、これは弁護士会等の表現よりは多少やわらかいのですが、やはり介入、干涉という印象が強い決定ですね。最高裁が一番あいまいな結論になつておる。だから、こういうことを若い法曹の人が見ておるわけですね。裁判官の一一番生命としておる、干涉されない、独立でやつていこう、憲法と法律と良心を尊重してやつてしまふ。最高裁がああいう平賀問題についてもきちんととした処理をすれば、これは非常に若い人の裁判官の志望に影響があるのですよ。それを何か、先輩のアドバイスとして親切心から出たものであつて、というような、半ば是認しておるようなかつこうで、そうして処分としてはきわめて微温的なことをやつておるのですね。そういうことをやつておつて、裁判官が足らぬ足らぬと言つておるのです。足らぬように追い込んでおるわけでしょう。私はまあ、平賀問題についても、法務委員会で聞く機会を逸しておりましたので、この際、これは岸さんからお聞きしたいのですがね。おそらくまあ、最高裁がこういう決定をやられたについては、まあ平賀さんの立場もいろいろ考慮されたのだと思いますが、これは個人の問題ではありませんので、実際に裁判の干涉を受けたということが事実とすれば、事実をはつきり認めていかねど、結局はあの程度のことは今後もあるぞということになつてしまふわけとして、これは司法制度の運用上大問題ですよ。で、干涉があつたかないか、新聞の記事だけ等で、私も在野法曹の一人として、簡単にそんな批判はいたしま

せん。私も何回もこれを検討してみたんですよ。
しかし、これを裁判に対する干渉、介入でないと言つたら、一体どうなるのかということをおそれるわけですね。あの平賀書簡、これは最高からもらったやつ、ここにありますかね。ちゃんと結論としては、政府の考え方を尊重すべきだと、こういうことですね。そうして、その理由も一、二、三と分けて書いて、もう裁判書きの理由のような書き方で、メモというもののじゃないですよ。きちんと文章まできたものとして渡されておるわけですね。なるほど初めのほうには、「一先輩のアドバイスとしてこのような考え方もあり得るといふ程度で結構ですから、一応御覽の上、もし参考になるようでしたら大兄の判断の一助にして下さい。」こう書いてあることは事実なんです。しかし、こういう前ぶれを書けば、肝心の本文のほうはどんなことを書いてあつたって免れるということになると、これこそあなた、脱法的に幾らでもいたずらできますよ。私は、こんな前文があらうがなかろうが、こういう本文自体を渡したこと、この形式自体から、これはもう裁判に対する干渉、介入と断定すべきだと思いますよ。それができておらぬ。

していづてゐるわけでしよう。
それと、われわれの聞くところによると、八月十二日の裁判の告知、これを延期させた。表面の理由は、平賀さんとしては、その日が不在になるので、庁舎管理の必要上裁判の日を延ばさなくていいからぬと、ほかの裁判所だってそんなことないでしよう。平田裁判官を通じて工作をしたけれども、どうもうまくいっておらぬようだ、十二日に悪い判決が出ててしまえば、これはもう手おくれになるから、とりあえず十二日を延ばそうということで、こう延ばしたものとわれわれとしては思える。延びた直後、八月十四日に例の平賀書簡、今度はきちつと書かれたものが福島裁判官に渡されておるわけですね。その前後の経過から見て、これはあんた、干渉でないとしたら、こんな親切な念入りな干渉なんて、これからあるとしても、そろざらにないと思う。なかなか念が入っていますよ。これに対して最高裁が、多少の輕率さを認め程度で、干渉としてこれを見なさい、これははなはだ私は最高裁として大事な問題についてみずから誤ったと思ってるんです。何か問題が起きたときにこそ、きちんとけじめをつけるべきなんでしょう。機会を逸したと思うんですね。どうして、あれだけの批判が全国で起きておるのに、最高裁としてああいう手ぬるい処理で終わらしておるのか。これはもう一連の最近の問題ですから、この際総長から御説明願つておきたいと思うんです。

○鶴田得治君 まあそう窮屈に考えなくても、いろいろおっしゃることがまた参考になるわけですからね。私たちの感じとしては、これはまあ平賀さんもすいぶん中央で活動もされたんだし、最高裁としてはお氣の毒だという気持ちが勝ち過ぎたのではないかと思うのですね。だからその辺のところをわれわれは真相を知りたいわけだ。それからもう一つは、最高裁があの処分決定をするにあたって、平賀所長は呼んで事情をお聞になりましたね。ところが、福島裁判官のほうは聞いておらぬでしょう。干渉したかせぬかというのは当事者が一番知つておることで、干渉されたとおこつておるほうの意見なり、前後の事情というものを聞くかないで処理されるというのも、私は何かこう不明朗だと思うのですよ。何でそんなことになるのですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 当時高裁長官の熊野さんでございますが、熊野さんを長官がお呼びになりました、熊野さんから十分に事情を聴取されたわけでございますが、その際、熊野長官をこちらに呼ばれる際に、特に長官から念を押されまして、福島裁判官から何か言いたいことがあるならば十分に聞いてくるように、福島裁判官に会つて事情をはつきりと確かめてくるようになります。そういう特別の注文を熊野長官におつけになりまして、そして熊野長官は福島裁判官に会われて、そしてこちらに来られて長官に報告されたと、こういうふうな事情になつております。十分福島裁判官の意向も熊野長官としてはお聞きになつて上京なすっているはずでございます。

○鶴田得治君 熊野高裁長官からは文書で報告書が出ておるのでですか。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) 今度のたしか訴追の関係であったかと思いますが、熊野長官から、事実を調査した結果につきまして報告が

出でるはずじゃねえのか。

○鶴田得治君　いや、最高裁に対しても報告書が出ておりますかというのです。

○最高検察長官代理者(矢崎謹正君)出でおります。こちらのほうに報告書が参りまして、こちらから訴追委員会のほうにそれをお回し申し上げたというような手続に相なつておるわけでござります。

○鶴田治治君　これに司法行政上きわめて私は重
大視しているのです。だから、その報告書がどう
いうふうになつてゐるのか、資料としてこれは御
提出願いたいと思います。

○最高裁判所長官代理人(矢崎薰正君)　それは訴
追委員会のほうにいまそつくり提出しております
資料でございまして、これをいま直ちにここで公
表申し上げるということについては、いささか疑
義があるのでなかろうかと思つておるわけでござ
ります。

○亀田得治君　いや、疑惑も何もないでしよう。
どのような法的根拠でそういうことをおっしゃる
のですか。訴追委員会も国会の機關だし、こちら
も司法行政についての検討をしていかなければな
らぬ立場があるのですからね。そういう立場で
要求しているわけですから、私はやはり、そうい
う干渉した、干渉されたという問題があれば、こ
れはあなた当然じゃないですか、両方呼んで直接
お聞きになるというのは、間接証拠なんというの
は、皆さん専門家じゃないですか、あまり尊重さ
れぬでしょ、そんなものは。人の聞いたものを
持つて行くといふよな、そんなことではなし
に、やはり福島裁判官自身が来れば、これは皆さ
んが調べるほうの専門家だから、いろいろこう裏
表聞けるはずであります。それが大事なんです
よ。どうせ福島裁判官は、あれは個人の問題じや
ないとして、いたしかたなくあれは公の問題にし
たわけですよね。その公にしたとかせぬとかで
も、また議論が別個に起きておりますがね。それ
はまた別ですわ。別個の問題です、そんなこと
は。それが行き過ぎだ行き過ぎないということに

よつて平賀さんの行動がいい悪いということと直接関係ないことですからね。それは個人としては非常に悩むでしょう、福島さんもああいう場合は。しかし、ほつておけば自分らが命の網と考えておる裁判官の独立というものが侵される前例をつくっていくことになる。これは個人の問題としては済まされぬという気持ちで踏み切られたものだと私は思います。だから、その福島裁判官がわかりながら、ことさらには呼ばない。そうして高裁長官に間接的によく話を聞いて出て来いといふうな、そんなことはよくないです。それはまあ材料は材料としてやはり正確に集めて、その上でもたその集まつた材料の批判検討——ということが——これは意見が分かれてくる場合もありますよ。だけれども、その材料収集の過程において何か作為をしているような感じを与えるということは——まあその辺の行政官廳あたりではしょっちゅうそういうことはやっていますよ。だけれども、事裁判所の扱いですからね。そういうことで私は、私はやはりそういうことを知っている人は非常に批判をすると思うのです。それは呼んだほうが真相把握に有利である、これは認められるでしょう、どうですか。呼ばぬほうより呼んだほうが真相把握により有利である、これは抽象的に答えてください。

○亀田得治君　この八月十二日の期日を更変させた、八月十日の日にそういう話し合いを平賀所長から福島裁判官に持ちかけたようだ。それは一体どういうふうに報告されているんですか。これは非常に大事な問題点だと思いますがね。その報告書によればだけつこうですから、どうなつていいんですか。おそらく私は真相が伝わっていないんじゃないかと思う。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君)　これも事務総長から申し上げましたように、ずいぶんそれらの点を含めて訴追委員会で独自に詳細な調査をなすつておられるようなんうに聞知いたしておりますので、ここで私の口からこまかいことを申し上げるべきではないんじやなかろうか、やはり訴追委員会の独自のきわめて詳細な調査にゆだねるのが妥当ではないだらうかというように考えるわけでございまして、この際その点についてはどうかごかんべんいただきたいと思うわけでございます。

○亀田得治君　それもあまり何か理由のないことですね。さつきその報告書全部を出してくれと言つたら、それに対し文句を言われる。それでじゃ一番大事と思われる十日の会談ですね、それは報告書によればどういうふうになつていてのか、それも言われない。ちょっと筋が通らぬじやないですか。私もそれを聞かなきやどうにもならぬという問題でもないですけどね。しかし、これはそういう問題の取り扱い方として適正かどうかということをわれわれとしても関心を持つておるから聞くわけなんんでしてね。それは聞いた以上はお答えもらわなきや、この種の程度のことは答えぬでもいいんだと、私から前例つくるわけにまいりません。それは答えてください、部分的なことだけしか聞いてないんだから。答えてならぬ何か禁止規定ありますか、ないでしょ。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君)　禁止規定というものは別にあるわけではございませんけれども、しかし、訴追委員会のほうで皆さん各党の代

表がお集まりになつて御審議なつていらっしゃるそのさなかに、やはり私からあのときのことはこうだつたということについて申し上げるということは慎しまなきならないんじやないか、こう思うわけなんでござります。
○亀田得治君 ちょっとあなた勘違いしてますね。その報告書を総合してどういうふうにこの点を判断するか、そう聞いてるわけじゃないんでですよ。その報告書にはその部分はどのように表現されておりますかということを聞いておるんですからね。その部分だけをここへ出されたからと云つて、訴追委員会にどんな影響があるわけでもない。向こうにも同じものが行つてあるんだから、何も差しつかえないわけでしよう。それはそろうですよ。そんなことが何の差しつかえあるんですか。ちょうど裁判官の中立性みたいなもんで、何となくそんな気がするということだけでしようが。そんなこと、あんた質問がある以上はどんどんおっしゃつてください。いま報告書ないんでしょう。そこないのなら、後刻再開のときまでにそれを取り寄せて、そうしてそれははつきりしてくださいよ。当然でしょ、それが考えつて。意見をおっしゃつてくれと言つてあるんじやないんだ。

○最高裁判所長官代理者(矢崎憲正君) いろいろな関係がござりますので、検討はいたしてみたいと存じますけれども、何しろ現にもう訴追委員会で何度も、外形的なことしかわかりませんけれども、裁判官を証人として四人お呼びになつたりして、非常に詳しくお調べ中だと、訴追請求人の方も何かお呼びになつたというようなことも聞きましたし、そういうようなときに、私の口から、あれは、あのときの事柄はこういうことであつたといふことを申し上げるのはやはり差し控えたほうがいいのぢやないかというように思うわけなんでござります。

○亀田得治君 それがわからないのだな。一事が万事ということがありますが、そんな調子でいろいろなことをやつておられるのですか、最高裁と

いうのは、何か人事問題でもお聞きしますと、なかなかおっしゃらない。個人の秘密をだれも知りたいとは思っておらぬのですよ。だけれども、なかなか政治的な、社会的な関心を呼んだような場合でも、個人の秘密というようなことに隠れて一切おっしゃらない。よけいいろいろな疑惑が生ずるわけですね。きょうはこの質疑を通じまして——どうも最高裁の頭ちょっと古いですな、古いですよ。戦前の区裁判所みたいなものだ。区裁判所と簡易裁判所を比較しましたがね。区裁判所みたいな感じですね。もっとと明朗にあなたどんどんやつたらどうですか。それから青法協の皆さんについて最高裁に会いに来た。一人だけしか名前言わぬ、あとは名前はわからぬじや——そこで皆さんがあかすと何かこう差別扱いするのじやないかという印象を与えるから、またそういうふうになつていくのですよ。それはもうみんなはつきり名前してくれ、決してそんな差別扱いなんて考えていやせぬと口でも言い、平素からもそういう印象を与えておれば、相手だってそんなことしませんよ。自分であなたそういうふうに追いつぶんでおいて、現実に一人しか名前言わぬというと、それはけしからぬだから何とかという、そんなことじやびちびした生きのいいのを引き抜くわけにいかぬですよ。みんな逃げてしまう。こんなふう。訴追委員会のほうへ出しておるというなら、同じものをここに出したらいい、その部分だけ。これは絶対出してください、あとから。それじゃ委員長、ちょっとこれで、裁判官採用の問題についての点は一区切りします。

○理事(山田徹一君) 十分間休憩いたしました。

午後二時五十分休憩

【理事山田徹一君委員長席に着く】

○理事(山田徹一君) それでは再開いたしました。

休憩前に引き続き質疑を行ないます。

○亀田得治君 それでは次に、裁判所と日弁連の比較案に關しての関係ですね、これをひとつこの改正案についての関係ですね、これをひとつ逐次聞いていきたいと思います。その前に、臨時司法制度調査会、昭和三十九年八月の意見書ですね、これが相当いろいろ問題があるわけですが、この意見書の中で、いわゆる法曹一元の制度ですね、これについての結論的な集約の部分でいいのですが、どういう集約になっておるか、これをまず明らかにしてほしいと思います。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 臨時司法制度調査会の意見は、亀田委員も委員であられたわけで、つとに御承知のとおりでございますが、

調査会そのものの決議といたしましては、「法曹一元の制度は、これが円滑に実現されるならば、わが国においても一つの望ましい制度である。しかし、この制度が実現されるための基盤となる諸条件は、いまだ整備されていない。したがつて、現段階においては、法曹一元の制度の長所を念頭に置きながら現行制度の改善を図るとともに、右の基盤の培養についても十分の考慮を払うべきである。」というのが「採るべき制度」になつておりまして、その前提としては、先ほど亀田委員もちょっとお触れになつたと思いますが、甲説、乙説、丙説といろいろ分かれまして、いろいろ各委員が御協議になつて、最終的には、先ほど読み上げました結論という点で全会一致まとつたようになります。

○亀田得治君 まあ経過はそのとおりですが、そこで最高裁にお聞きしたいのは、「右の基盤の培養についても十分の考慮を払うべきである。」この結んでおるのですが、最高裁として、その基盤の培養についてどんなことをしままでおやりになつたか、これをまず明らかにしてほしい。

意見書で「採るべき制度」についてうたつております中に、いま亀田委員から御指摘の「基盤の培養」といっておりますのは、そのあとにござります「具体策」を受けているものであると、こういふように当時も言われておりましたし、私どももそう理解いたしております。したがいまして、この具体策の第一から第一〇までについて施策してまいりますことが、まさに基盤の培養である、か

ようと考えるわけでございます。もともと、その内容によりまして、法曹一元の基盤の培養からは比較的遠いものと、それからなりそれに密接なものと、かように分かれると思います。その中のどの項目を実施したかという質問について申し上げてよろしうございましょうか。少し時間がかかると存じますが、ごく簡単に申し上げますか、それともあるいは……。

○亀田得治君 ええ、おっしゃってください。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) それでは申し上げたいと思います。

一つ一つ申し上げますことは非常に冗長になるかと思いますので、項目の順序を追つてごく簡単に申し上げたいと思いますが、「任用制度運用の改善」の問題につきましては、あとでいろいろお話を出ると思いますが、日弁連との連絡協議の席でいろいろお話を出たわけでございます。

それから、「簡易裁判所判事制度の改善」の問題につきましては、できる限り法曹有資格者を充てることにつきましては、常時努力しておるわけでございまして、また選考任命の判事の素質の向上につきましても、選考試験のあり方、あるいは研修等を通じまして努力しておるわけでござります。ただ、その次にございますいわゆる法曹資格の付与の問題は、これは弁護士会も強く反対しておられるところでございますし、私どもとしても当面手をつけた考え方はないわけでございま

す。

「裁判官の増員」は、御承知のとおり毎年数名ずつでございますが、実現しつつあるわけでござります。

〔裁判官の補助機構〕の問題につきましては、

(1)にござります地方裁判所に特殊事件の調査官を置くということについて、裁判所法の改正をしていただきまして、予算も計上され、いま数名の調査官が働いておるわけでございますが、この点につきましても弁護士会のほうには若干の御異論がございますので、その後、その御意見も伺い、その運用の実情を考えるということで、伸び悩みになつておるわけでございます。

「弁護士制度」の問題は、弁護士会のほうでお考えのことであろうと存じます。

「検察官制度」のことは、法務省のほうでお考えのことであるかと存じます。

「司法試験制度」の改善の問題は、先年法務省のほうで立案を準備されたように伺つておりますが、その後法律案としては出ていないように承知しております。

「司法修習制度」の改善の問題でございますが、「司法修習制度」の改善の問題でございますが、施設の拡充整備につきましては、現に建築工事実施中で、近いうちに完成する予定になつておるわけでございます。

そうしてその二以下の問題につきましては、司法研修所の管理運営について、法曹三者で、学識経験者を含めますと四者で構成する委員会を設けることになつておりますが、これにもいろいろ経緯はございましたけれども、約二年間実際に委員会を開いたわけでございますけれども、最終的にござります。またお尋ねでございますれば詳く申し上げたいと思います。

一番問題になりますのがその第六の五にござります「司法協議会の設置」でございまして、当時、我妻会長も、個々の項目については各委員にいろいろ御反対もあり、また審議の不十分などもあるけれども、要するにこの司法協議会でもつて臨司意見について十分考えていくことを期待するという談話が発表されたように記憶いたしております。そして、臨司意見の出ました直後の昭和三十九年の十月ごろから、法務省及び日弁連

と御相談をいたしましたして、司法協議会の準備幹事会といふものを設けまして、日弁連からも正式な推進にかかる幹事に出ていたたいて、約六回準備幹事会を開いていたたいて、司法協議会の運営についての要綱案を作成する作業をやつていただきたわけでござりますが、御承知のとおり、この年末の日弁連の臨司総会の決議におきまして、いま問題になつております簡裁のあり方についての反対の決議をされますとともに、司法協議会準備幹事会から幹事をお引き揚げになつたわけござります。私どもなり法務省も同様であるうと思ひますけれども、せめて司法協議会を開催することについてだけ御協力がいたきたいということで、一切にお願いしたわけござりますけれども、総会の決議があつたからということと、一方的に準備幹事がお引き揚げになりましたために、司法協議会を設置するに至らず今まで放んでおるわけでございます。裁判所と弁護士会の連絡協議会は、いわばそれにかわるものと言うと、また弁護士会からおしかりを受けるかもしませんけれども、ともかくその司法の運営について協議をするといふ意味ではこれにかわる、ただしそれは臨司意見を実現するためのものではないという前提のもとに、いま連絡協議会を開くことになつた次第でござります。

そのあとの給与の改善の問題につきましては、当時、経験豊富な裁判官の待遇をよくするために一号積み上げをいたしましたことと、それから簡裁判事の号俸を一号積み上げをいたしました。また、判事補の初任給の引き上げをいたしたような次第でござります。これらが第七の一に当たる部分でござります。

それから退職手当の問題につきましては、御承認のとおり、最高裁判所裁判官の退職手当の特例の法律が制定され、実施されておる次第でござります。

第八にござります「裁判所の配置等」の問題は、これは各方面にもいろいろ御異論の多いところで、目下いろいろ研究中ということにならうか

と思ひます。

それから第九の「裁判手続の合理化」の問題、これはその後、たとえば借地非訟事件手続その他問題になつております簡裁のあり方についての反対の決議をされますとともに、司法協議会準備幹事会から幹事をお引き揚げになつたわけござります。私どもなり法務省も同様であるうと思ひますけれども、せめて司法協議会を開催することについてだけ御協力がいたきたいということで、一切にお願いしたわけござりますけれども、総会の決議があつたからということと、一方的に準備幹事がお引き揚げになりましたために、司法協議会を設置するに至らず今まで放んでおるわけでございます。

「司法委員制度」の改善及び活用につきましては、その後検討いたしておりますけれども、具体的な結論を得るには至つておらない次第でござります。

「その他」のところにござりますうちで特に申しあげたいことは、やはり執務環境の整備改善と、それから事務の近代化と申しますか、この点につきまして、御承知のとおり、いわゆる裁判官研究費というものが計上されまして、裁判官室の調度品、あるいは図書、物品というものを充実するということについて、毎年一億八千万近い予算が計上されて、相當に改善しつつあるのでござります。

宿舎につきましては、逐次ふえてまいりましたが、裁判官の宿舎は、質の点は別といたしますれば、数の点では九割をこえる充足率になつておる、こういうような状況でござります。ごく大まかに申し上げればかよなことでございますが、ただ鶴田委員は臨司委員であられましたし、いまそういう点で相当欠けるものが私あつたんじゃないかと思うのです、率直に言つて。それはだれでも司法制度のよくなつていくことについて一生懸命考へておるのでですから、ものごとはやはり率直に見ていかなければいかぬと思うのです、事実を。その辺にやはり一つの問題があつて、どうも臨司の意見書ということになると、なかなか扱いが難航しておるようです。いま総務局長が、意見書の中の法曹一元についての一応のばく然とした申し合わせがあつて、それ以後のことが右の基盤の培養につながるのだと、こういうふうな説明であります、私は必ずしもそれほど関連性があるとは考えていないのです、関連のあるものもあるだろうが。まあよく考えてみれば、第二編でいわけですわね、だから。その一編と二編というものを区別して、そうして二編のほうにはあまりくだわらぬよう、もっと意見があれば聞かかしてくれと、なるほどという場合にはそれでやつていく

いては、いわば禁ぜられておるような形になつておるのでございます。鶴田委員のお尋ねにお答えするということでこうしたことになりまつたけれども、これが臨司意見の実現ということにストレートにおとりいただくことがいいのかどうか、その辺のところはきわめてデリケートでござります。

それから「簡易裁判所の事物管轄」の問題は、むしろ臨司意見について問題になつておるわけでござります。それから「簡易裁判所の事物管轄」の問題は、各種民刑の手続法の制定が行なわれておるわけでござります。

むしろ臨司意見について問題になつておるわけでござりますけれども、私どもとしては、臨司意見の事物管轄の範囲の拡張の経済ベース以上のものと、いう理解がござりますので、この意見の実現といふにはこの法律案は考えていないわけでございます。

「司法委員制度」の改善及び活用につきましては、その後検討いたしておりますけれども、具体的な結論を得るには至つておらない次第でござります。

「その他」のところにござりますうちで特に申しあげたいことは、やはり執務環境の整備改善と、それから事務の近代化と申しますか、この点につきまして、御承知のとおり、いわゆる裁判官研究費というものが計上されまして、裁判官室の調度品、あるいは図書、物品というものを充実するということについて、毎年一億八千万近い予算が計上されて、相當に改善しつつあるのでござります。

宿舎につきましては、逐次ふえてまいりましたが、裁判官の宿舎は、質の点は別といたしますれば、数の点では九割をこえる充足率になつておる、こういうような状況でござります。ごく大まかに申し上げればかよなことでございますが、ただ鶴田委員は臨司委員であられましたし、いまそういう点で相当欠けるものが私あつたんじゃないかと思うのです、率直に言つて。それはだれでも司法制度のよくなつていくことについて一生懸命考へておるのでですから、ものごとはやはり率直に見ていかなければいかぬと思うのです、事実を。その辺にやはり一つの問題があつて、どうも臨司の意見書ということになると、なかなか扱いが難航しておるようです。いま総務局長が、意見書の中の法曹一元についての一応のばく然とした申し合わせがあつて、それ以後のことが右の基盤の培養につながるのだと、こういうふうな説明であります、私は必ずしもそれほど関連性があるとは考えていないのです、関連のあるものもあるだろうが。まあよく考えてみれば、第二編でいわけですわね、だから。その一編と二編というものを区別して、そうして二編のほうにはあまりくだわらぬよう、もっと意見があれば聞かかしてくれと、なるほどという場合にはそれでやつしていく

ござりますけれども、それを別といたしますれば、ほとんど大部分の項目について、全会一致の結論でございます。その全会一致という中には、当然弁護士会の代表の方もお入りになつておるごとでござりますし、当時の衆参両院の与野党的議員の方もお入りになつておるわけで、當時としてはござりますけれども、そういう関係になつておるは一応大部分のものが法曹——国会の皆さま方も含む法曹の一つの総意の結集である。ただ、若干の項目は多數決によつておりますので、これは別でござりますけれども、そういう関係になつておるといふことも、一応亀田委員はつとに御承知のこととござりますけれども、御理解をいただきたいと思うわけでございます。

○亀田得治君 この法曹一元の制度の実現と関係のある問題も多々あることは、これは事実なんですね。しかし、そんなことは、別に答申書に書いてなくたつて、当然法律家であれば考えるべき項目の問題なんですよ。だから、それよりも大事なことは、法曹一元について言うて見たら具体的な結論が出なかつたわけですね。土台のほうがはつきりしないのに、はつきりしない今まで、それにつながる個々の問題を少し急ぎ過ぎたのではないか、これはやはり私は、反省としてそういうことを考えなければいかぬのではないかと思うのです。しかも、そのあと問題については時間があまりない。だから、そういう関係ですから、いま総務局長のほうからお答えになつたような気持ちでひとつ扱つていてほしいと思います。

それで、この法曹一元についての一番大事な問題は、やはり法曹三者が重要な問題について十分の討議ができる、このことが大前提ですわね。一元化していこうというのだから、そのつながりがなければ始めからこれは問題にならぬことです。だから、それをしつかりつくることが一番大事なことなんで、何か個々の具体的な問題をあさるするということの前に、だれでもそのことは考えなければならぬ。ところが、現状を見ておりますと、その個々の問題を解決するために——解

ていく、そういうことのために、法曹一元にとの
ての土台である法曹三者のつながり強化、そういう
うものが逆に私はくすぐっていくことを心配してい
るのですね。これは角をためて牛を殺すのだと思つ
です。あなたのほうは多数で押し切つたと思つ
たって、一番大事なところは死んでしまう。それ
も承知でやるのだというのなら、これはむしろ法
曹一元をぶちこわしていく、表に出してはしから
れるから、腹の中ではそう思つておると勘ぐられ
ても、私はしかたがないと思う。で、実際この程
度の具体的な問題で、なぜきちんととした意思統一
が待つておれぬ。具体的な証拠でもお出しになるな
ができて、そうしてその上でこの処理をしていく
ということができるのか。午前中にも申し上げま
したように、地裁の状態がとてもそういうことは
緩和しておることは事実なんですね。この点を私
は今度の経過をだんだん聞くにつれて実は非常に
残念に思つておるところなんです。あなたのほう
は、いや協議はだいぶやられたのだが、結果は意
見が違うのだとおっしゃるかもしれないが、そこを
もつと努力しなければ私はいかぬと思う。法曹一
元ということを本気で考えておるなら。これは事
務総長そういう点どういうふうにお考えになつて
おりますか。

見に出てまいりますと、それが臨司意見の実現のためのものになる、こういうことでむしろ反情をお示しになるわけでござります。亀田委員のお話は、臨司意見の中でも少なくとも「採るべき制度について」のこの結論の部分についてはみんなで尊重すべきものだということでござりますけれども、日弁連のほうは必ずしもそういう御意見ではないわけでございまして、むしろ臨司意見については非常に全体として消極的な評価をしておられるようであります。そこでなかなか話し合いの場が持てないというのが実情になつておるようでございます。

○亀田得治君 いや、そんな程度のことはもつと努力すればわかることですよ。それはあなた、天下の法曹の代表者ですからね。それは突っ込んで討議をしていけば、適当な結論に私は当然到達できるものだと思っておるんです。だから、はなはだ私は現状としては遺憾に思つておるんですが、そこで逐次もう少しこまかく聞いていきます。臨司の意見書に対する日弁連の批判が昭和三十九年十二月十九日の臨時総会で行なわれましたね、この内容をちよとおつしやつてください。できるだけ文書でやつてください。正確に。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 原文を読み上げたほうがよろしくないでしょうか。

○亀田得治君 ええ。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) それでは、昭和三十九年十二月十九日臨時総会の決議の内容でござりますが、

(一) 臨時司法制度調査会が、昭和三九年八月二八日内閣総理大臣に提出した意見書のうち、われわれは当面の緊急事項として、次の四点の実施に対し断乎反対する。

(一) 一定年数の経験を有する選考任命の簡易裁判所判事で一定の考試を経たものは判事補に任命することができるものとし、この判事補に法曹資格を付与すること。

(二) 檢察庁法第一八条第三項の規定により任命された検事に法曹資格を付与すること。

(二) 一定期間簡易裁判所判事又は副検事の職にあつた者について、一定の選考手続を経て弁護士となる資格を付与すること。

(四) 簡易裁判所の事物管轄の範囲を拡張すること。

右決議する。
理由は省略いたします。

関連決議として、

本決議において、われわれは、臨時司法制度調査会の意見書のうち、当面の緊急事項として、四点の実施に対し断乎反対する旨決議したが、これに関連して、さらに次のとおり決議する。

司法協議会設立準備のための、準備幹事による協議もしない。

一、われわれは、本決議(乃至四)の問題について、反対の目的を達成するまでは、司法協議会(仮称)に参加しない。

司法協議会設立準備のための、準備幹事によ

る協議もしない。

以上でございます。

○鈴田得治君 ところが、最高裁のほうでは、三十九年八月の意見書を受けて、三十九年暮れから

の国会に対して、一部制度化していこうということをおやりになつておつたようですね。そのため日に弁連との間でもめるわけでしようが、その間の事情をちょっと説明してください。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 御承知のとおり、臨司の意見が出ましたのは八月の末でござります。同時に、われわれが翌年度の四十年度の予算要求をいたします一応の要求の締め切りも八月末でございます。そういう関係で、これはこの種の意見が出来まして数年放置しましては、予算化はかえつて困難になるわけでございますので、意見が出来ますればすぐ次の年度の予算に一部織り込むのがいわば從来の役所のやり方としては当然の手順であつたわけでございます。ただ、何んにもそういうよう答申の出ます時期と予算の締め切り時期とが一致しておりました関係で、答申の具体化いたします段階で予算要求も作成せざるを得なかつた、こういう関係が一つあるわけでござ

ります。それから同時に、先ほど申し上げましたように、るべき策の中でも比較的多數の方の賛成を得られる問題、特に全会一致の問題と、それから多數決があり、それから一部の方の非常な反対のあります問題とございますので、全会一致のものから優先してやつてまいりたいことが当然のことであらうかと考えたわけでございます。

その中で最終的に実現いたしましたのが、先ほど申し上げました研究費でございますが、同時に

簡易裁判所の事物管轄の問題につきましても、全

会一致の結論でございましたので、これはその金額の幅等は別といたしまして、最終的には御了解

が得られるものと、かように考えまして、予算の中に纏じ込んだわけでございます。それで、予算に纏じ込みます際には、要するに裁判官の増員をどこでとるかということになるわけでございます

が、當時臨司で考えられておりました簡裁の事物

管轄の拡張はかなり大幅な拡張になるわけでござ

りますので、そうなりますれば自然増員は簡裁の

ところを中心 requerirするということにならざるを

得ないわけです。したがって、裁判官の増員を從

来要求してまいりましたものをまとめまして、い

わば簡裁の部分で要求すると、こういう形になつたわけでございます。ただそれは、従来から、御

承知のとおり、裁判官の増員要求というものにつ

いて四十年度の施策としては簡裁の問題はこれを取

りやめたわけですが、その後最高裁のメモという

のが弁護士側に出されておりますね、これ

の経過ですね。まあ結局最高裁も、それによつ

て、その点は弁護士会でも当時認めておられまし

たわけでござります。このメモの出された

ことよりは、取りかわしたものでございまし

て、その点は弁護士会でも当時認めておられまし

たわけでござります。一方

で、ある刊行物に出ておるところによりますと、

日弁連の理事会の議事録の中に、「辯務総長か

ら後日九月三十日最高裁との間にメモを取りかわす」と、こうなつておるわけでござります。

一方でございまして、ある刊行物にておるところによりますと、

日弁連の理事会の議事録の中に、「辯務総長か

ら後日九月三十日最高裁との間にメモを取りかわす」と、こうなつておるわけでござります。

取りかわすということになつたわけであります。

ここで、私どもとしては、法曹資格の問題についての弁護士会の強い御反対を理解しておりますので、それについては、「慎重に検討を続けたい」という表現をとり、一方の事物管轄の問題につきましては、「早期にその実現を図りたい」、こういう表現をとつて、使い分けたつもりでござります。

○亀田得治君 その関連するメモというのはどういうことですか。もう一切がつさい明らかにしてください。それはやはり日弁連との間で取りかわされておるものですね。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これはむしろ日弁連側からいただいたと言つては誤弊があるかもしれませんけれども、まあそういう趣旨になるわけであります。要するに、法曹資格の問題につきまして、私どもとしては慎重に検討を続けるという趣旨になつておりますけれども、これには法務省が加わつておられないわけでございますし、さらに特任検事の法曹資格の問題に関連いたしましたので、その点につきまして、特任簡裁判事が特任検事よりも不利にならないという趣旨の了解をいたしたわけでございます。

○亀田得治君 それはやつぱりメモで文章になつてゐるのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) さようであつます。

○亀田得治君 文章のとおりちょっと読んでください。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 読み上げてもよろしいのでござりますけれども、こういう趣旨でござりますし、これは日弁連との関係もござりますので、私が申し上げた趣旨だというふうなことで御理解いただければありがたいわけでございますが……。

○亀田得治君 また資料のことになつてきましたが、そこにあるんでしよう。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) ございますけれども、ただ、日弁連とのお約束がございま

すし、そもそもこのメモ自体が公表しないといいうことになります。

たてまでできたものでございます。ただ、その後いろいろ問題になつてしまいましてから、もう公表せざるを得なくなつて、むしろ日弁連側から御発表になりましたので、私どもも発表しておるわけでございますけれども、しかし片方のほうは日弁連は御発表になつておりますので、日弁連の御了解を得ずして発表することはいかがなことであります。

○亀田得治君 そこで、その後裁判所・弁護士会の連絡協議会、こういうものが持たれるわけですが、その辺のいきさつをちょっとと具体的に説明してください。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) このメモはそもそも連絡協議を開こうという趣旨でできたものでございますので、これができましたときには、すぐ続いて連絡協議が開かれる順序になつたわけであります。そうして、ただその連絡協議の申し合わせと、うようなことで、この細部の運営をきめるといふことなど、若干時間がかかった等の関係がございまして、第一回が開かれましたのが昭和四十一年の一月二十日でございます。

その際に連絡協議のます申し合せをいたしました。その重点を申し上げますと、「司法制度の運営および改革について、最高裁判所と日本弁護士連合会とは、昭和四十一年九月三十日付メモにもとづく連絡協議をおこなう。」協議出席者は、

裁判所・弁護士会それぞれ二〇名以内とし、かならずしも双方一致した人數たることを要しな

い。」実は、私どもとしてはもう少し人数のこと

を希望したわけでござりますが、弁護士会のほうはぜひ二十名にしてほしいということで、二十名になつたわけであります。この協議は、十分に意見の交換をして意思の疎通をはかることを主眼とし、多數決による決議はしない。なお意見の一致をみたものの実現については双方協力する。」こ

ういうような趣旨の申し合せになつておるわけ

でございます。

○亀田得治君 これはやはり申し合せ文書になつておるわけですね。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) そのとおりでござります。

○亀田得治君 これはいいですね、公表しても

公表されておりますので、資料として提出いたします。

○亀田得治君 そこで、私が聞いておるのでは、ともかく両者の意見が一致したものから実行していこうというふうになつておるのですが、その点どうですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 実はその点も、連絡協議の申し合せをつくります際に非常にいろいろ議論が出たわけでございます。弁護士会としては完全に意見の一致したもののみ限るというようなたで、それで御主張になつたわけでございますが、私どものほうとしては、こ

れは必ずしも裁判所の権限でできる事項ばかりでございません。現に、たとえば事物管轄の問題

もそうでございますが、その他要するに最高裁規則なり運営でできる問題ばかりではございませんし、規則でやる問題につきましても、こういう連絡協議で意見が一致しなければ規則は制定できないといふことを公式にお約束することもできませんので、結局意見の一一致をみたものの実現については協力するという表現で、双方の主張を突きませたといふことになるわけでございます。そ

して、ただ実際の運用としては、初めはなるべく

意見の対立しない問題から論議に入つて、こ

ういうような話ではございましたが、意見の一致

して、ただ実際の運用としては、初めはなるべく

意見の交換をして意思の疎通をはかることを主眼と

して、たゞ実際の運用としては、初めはなるべく

のは、これは大前提である。そして、疎通をはかつて意見を一致させて、実現をしていこう、ど

うもそういうふうにわれわれは聞いているのですが、いまの御説明ですと、たとえば最高裁の規則だけがやれるもの、最高裁の独自の権限に属するものまでについては若干問題もあるというふうな御説明がありました。たとえば最高裁の規則

だけがやれるもの、最高裁の独自の権限に属するものまでについては若干問題もあるというふうな御説明がありました。たとえば最高裁の規則

第一回は四十一年の一月二十日に行なわれました。その際には、先ほどお話をございましたように、なるべく意見の対立しない問題からまず入って、いろいろな話し合いに基づきまして、弁護士から裁判官への任用についてという問題を私どものほうから出したわけでございます。その後数回はそういう問題で、なお弁護士会のほうから司法修習の問題等が出てまいりまして、それからその間に、たとえば予算の問題とか、裁判所法改正の問題等も出たわけでございます。で、大体当初は毎月一回ということでおざいまして、比較的毎月一回で大体行なわれておったわけでございますが、ただ、四十一年の五月の長官所長会同の際に、事務総長の説明の中に、この連絡協議がいわば臨司意見の実現のためのものであるというふうに受け取れるような表現があったということを弁護士会の側で強く問題にされました。まあそういう関係で、少しこの進行が渋滞し出したわけでござります。私どもの趣旨としては、必ずしもこの連絡協議が臨司意見の実現のためのものというふうに考えておったわけではございませんけれども、ただ、説明の表現がややそういうふうにされるようなニュアンスを持ちまして、そういうことをでは弁護士会としては話し合いが進められないというような御意見があつたわけでございます。私どもとしては、実はこの連絡協議は、法曹資格の問題は当分というか、まあ大体相当長期にわたつて取り上げない、しかし事物管轄の問題は早期に取り上げてもらうという前提でございますから、事物管轄の幅いかんによつては、臨司意見とは関係ないといふことにいたしましても、何らかの意味で臨司意見には関連するわけで、そういう意味ではないかといふような気持ちを持つに至つたわけでございます。まあそういうふうなことがございまして、やや進行が難渋いたしたわけでござります。そうしてその間私どもとしては、先ほど

申し上げました事物管轄の問題について、もうそ
願いしておったわけでござりますけれども、連絡協
議の議題そのものを連絡小委員の議によつてき
める、連絡小委員で意見が一致するまでは連絡協
議の議題に出さないと、一応運用にしておつた
わけでございます。これもむろん法的な拘束力と
かなんとかいうのじゃなくて、なるべくそういう
ふうにやつていこうと、いうことでやつてまいつた
わけでございます。ようやく昭和四十二年の九月
になりました、その問題に入つてもいいだらうと
いうふうに弁護士会側の連絡小委員の方のお話が
ありまして、ただ、ストレートに事物管轄の問題
といふうにして出すのもどうかと思われるの
で、もう少し表現をやわらかく出したはうがとい
うようなお話でございました結果、結局、第一審
裁判所のあり方についてという表現で出すことに
して、四十二年九月七日の連絡小委員会で意見
が一致したわけでございます。そして九月十四
日の第十一回会議に、これは日弁連側の主催でござ
いまして、当時の事務総長の開催通知にその議
題が掲載されたわけでございます。ところが、連
絡協議を開きましたところが、いろいろ弁護士会の
ほうから、まだその問題については弁護士会の
内部的な意見調整ができるでおらないからといふ
ことで、内容の論議に入らないでその日は終りま
した。引き続き、十月三十日と十一月五日に予定
したわけでございますが、この二回とも弁護士会の
御都合で流会になつたわけでございます。その
後弁護士会の委員が任期満了等でおかれになり
まして、約一年間聞くことができませんでした、
四十三年の九月になりました弁護士会側の意見が
きまりまして、十月から再開できることになつた
わけでございます。そこで十月二十九日の連絡小
委員会でその点を引き続きやることをお願いいた
しまして、十一月五日に提案理由の説明等いたし
ましたところが、少し具体的な案がないと話し合
いが進まないのではないかという御指摘が弁護士
会側のほうからあつたわけでございます。で、私

どうとして、できれば私どもの案を押しつける
ような形になることはまずいので、話し合いの中
から案が出てくることを期待したわけでございま
すが、そういう御意見がございましたので、十二月
六日の連絡小委員会に一応の試案を民、刑それ
ぞれについて出したわけでございます。ところ
が、その後十二月二十日と四十四年の一月三十一
日に予定いたしました連絡協議は、弁護士会の内
部意見の調整ができるないということで流会になりました。
一月三十一日に連絡小委員会だけが開けられ
たわけでございます。そのうちにまた弁護士会の
委員の大部分の方が任期が切れるというようなこ
とがございまして、約一年間ストップいたしま
で、四十四年の十一月二十七日にになって十三回が
やっと開けるという状態になつたわけでございま
す。それ以後、引き続き十二月、一月と、十四年
回、十五回等が開かれてまいったわけでございま
すが、その間にはすでに法制審議会等も開かれる
というような経過になつてまいりておるわけでござ
ります。

○鷗田得治君 最終はいつだつたわけですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 最終は本
年の三月六日でございます。

○鷗田得治君 この四十三年十二月六日の小委員
会で裁判所側が提案した内容ですね、これは刑事
のほうも含まれておるわけですね、これちょっと
説明してください。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 民事のは
うは、基本においていま御審議いただいておりま
す裁判所法の改正案と大体同趣旨の、おおよそ民
事を三十万円に引き上げるということでござい
ますけれども、刑事のほうはいまこまかい資料
を——これあると思います、ちょっとときがします
のに手間がかかりますので、時間がかかるとあれだ
すもののうち、窃盜に準する簡易な罪種、たとえ
ば詐欺、恐喝、業務上横領というようなもので、現
在地方裁判所の單独事件として処理されておりま
す事実関係にも争いがなく、法令の解釈等も比較的

容易であるものに限つて、三年以下の科刑権の制限のもとに簡裁の権限としてはどうかというようなこと、その他また逆に、いま罰金以下の刑の事件で簡易裁判所のいわば専属管轄といいますか、送できるようにしてはどうかと、その他一事情ございますが、刑事の関係は大体そういうものでござります。

○鶴田得治君 四十五年の三月六日の最後の協議会というものは、どういう状況でござりますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 四十五年の三月六日の協議会は、弁護士会のほうから若干の御質問があつて、それにお答えいたしましたのと、それから弁護士会のほうから資料の御提出がございました。これは「判例タイムス」とか「自由と正義」と、それから御意見であったかと思いますが、パンフレットも提出されておるわけでござります。そうしてなお弁護士会のほうから、私どものほうで弁護士側の反論に対してさらに反論をいたしました、それに対する反論が提出され、そうしてまたそれに対する反論を私どものほうでいたしましたというような経過になつております。そうして最後に弁護士会のほうから、今後一年間簡易裁判の事物管轄の拡張も含めて協議を続行することについて御提案がございまして、私どもとしては協議の続行には異論がないわけでございますが、ただ、事物管轄の問題はすでに法制審議会にも付されておることでございましたので、これは法制審議会のほうの審議にまたざるを得ないということことで、それと切り離した部分について今後協議いたしたい、こういうふうにお答えしたものになつたわけでございます。

○鶴田得治君 法制審議会の進行はどういうふうになつておりますか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 外形にあらわれました部分だけ便宜私のほうから申し上げますと、二月の二十七日と三月の九日に開かれております。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 総会といふうに承知いたしております。
○鶴田得治君 それは部会にかけなかつたんですね
か。
○政府委員(影山勇君) 部会にはかけておりませ
ん。

が、普通はやはりそういう順序でやつてゐるわけですからね、司法制度部会としては。総会にかかれればそれは結論という感じですかね、みんな出てきている人はそのつもりで来ますよ。そのための部会制度だから、国会だって、委員会で通れば、総会は日時の問題しか残らぬわけですね。そういう

いうような問題も出ますし、それから弁護士会推選にかかるる委員から、かなり詳細なその点についての御質問があり、御意見の開陳がたけでございます。

○鶴田得治君 総会の結論は全会一致、多数決どつちですか。

藤事務総長が、弁護士会の意見と最高裁の反論等を要旨として対照して掲げておられまして、これでごらんいただきますと、表現その他私どもの書面と一致はしておりますけれども、大筋において双方の意見を大体要約しておられるというふうに申し上げてもよいかと思います。

○鷲田得治君 これほど、その段階ではこんな議を呼んでおる問題ですがね。普通はちゃんと部会にかけて、そうして総会にかける。それはほんとうの突っ込んだ審議はどうしてもやはり部会だらうと思うんですね、それにふさわしい専門家が

うものなんですから、どうもその扱いか、急いで、普通の手続をことさらに簡略にしたという感じを受けるのですが、そのメンバーを一ぺん出してみてくれますか、あした。

○政府委員(影山勇君) 多数決でございます。
○鶴田得治君 前に重要な議事録については、
前をA、B、Cにして、議事録を参考にもつた
とがあるんですが、それは差しつかえないでし
う、その人ということがわからなければいい

それから、なおひいててござりますが、この伊藤事務総長の原稿の中に、法制審議会で裁判所の立法に関与された某委員から意見が出たとして書いておられまして、これは一体法制審議会の秘密性との関係がどうなるのか存じませんけれども、

○政府委員(影山勇君) 法制審議会は、部会とい
たしますと、こういう問題は司法制度部会でござ
いますが、法制審議会の司法制度部会の委員はほ
とんど総会の委員と同じでございまして、そういう
とつ総会で御判断願つたほうが適当ではないかと
いうことで、総会にかけたわけでございます。
○鶴田得治君 司法制度部会はだれとだれです
か。

うのではございませんで、先ほど申し上げました
ように、総会委員と部会委員と同じようなもので
ございますから、それから問題の性質上、法案を省略したとい
ふうでございまして、むしろ大所高所から御判断
願いたいというつもりで総会にかけました。その
総会も、普通まあ他の部会の例でございますと、
部会あるいは小委員会で詳細論議をいたしまし
て、総会は大体一回で済むような例が多いわけで
ございますが、今回の総会につきましては、二月

だから。どういうことがここに論議されてきたものか、これはわれわれとしても重大な関心あるのですから。そういう資料のつくり方だつら差しつかえないですか。

○政府委員(影山勇君) その点はひとつ前例を討さしていただきまして……。

○亀田得治君 前例はあるのだ。もらつておる

○政府委員(影山勇君) できれば提出することいたしますが、ただ、少し時間がかかるだろうと思われます。なお検討いたします。

○亀田得治君 それは何かプリントしたものか

ともかく性格問題に触れた意見もちょっと出ておりますので、御参考までに申し上げておきます。

○鷗田得治君 この要約というやつは私はあまり好かぬでね、そのものやつを参考にくれませんか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 私どものほうの分を提出いたしますことは少しも異存はありません。弁護士会のほうもおそらく御異存がないと思いますので、差し上げることはできると思いますが、ただ委員会の資料ということになり

○政府委員(影山勇君) いま手元に司法制度部会委員の名簿その他、総会の名簿その他持つておりますので、いまお答えいたしかねますが、名簿は別に用意してございます。

二十七日に開きまして、さらに二月九日に続行して、そして御決定をいただいたということに相なっております。

るのじゃないですか、名前のところだけ消せば
いような。
○政府委員(影山勇君) まだプリントの段階
至っておりません。

ますと、相当な部数が要りますて、ちょっと白印の関係で時間がかかるかと思いますので、亀田委員にお届けする分にはすぐにでもお届けできると思います。

○鶴田得治君 ほかの部会でも刑事なり民事なり、部会委員というのには大体総会にも出てるんじゃないですか。

○政府委員 影山勇君 ほかの部会ですと総会の

なことはどの程度意見があつたんですか。いまお話をだと、まあ十万を三十万にするだけのことなのでして、というふうなお話ですが、どうも提案者自身が軽く説明をしておるような感じがするわ

○鶴田得治君 これは法案審議に間に合わないかぬですから、ちょっとくふうしてみてください。

○鶴田治君　いや、その点お願ひしておきます。できたら今晩じゅうにでもちよと拝見できたらと思います。

そうして、まあいろいろ長い経過をなつてゐるようですが、これ、見渡皆は一本どう

委員も加わりますか、もとと各分野の専門家をより多くお呼びいただきたい。また、部会委員として特に加えまして、そこで部会の審議をするということになつておるわけでござります。

けですね、総会のメンバー、どういう方が
も名簿を出してほしいと思いますが、その点など
なんですか。

側の反論 それに反するまた反論 反論の反論
か、いろいろおっしゃったのですが、それは幾
ぐらいそういうものが出ているの。

とつておる」と云ふが、これが到底思へない。なつてゐるのです、弁護士会との間。もうたこの糸が切れたまま、そういう状態ですか。

○鶴田信治君 それにしておらんか吾会があるわけで、司法制度部会でちゃんと煮詰めて、そして総会に提案をするということじやないと、司法制度部会以外の人は非常に不便を感じるんじやないですか。それはいきなり意見を聞くのもいい

の点を申し上げましたわけですが、総会でも――総会でも――内容は非公開でございますが、あらましの点を私ども承知した限りで申し上げますと、やはり簡裁の性格論、特にやはり発足当時の簡裁ではどうだともいふ

が、しかしそれとまた別個にいろいろな弁護士のほうは意見書もお出しになつておるのが実情ございます。一応そのあらましは御承知と存じすけれども、「自由と正義」の三月号に当時の

任期満了になられる方が多いわけでございますし、その後任を選出になりますのにかなりの期間がかかるのが従来の例でございます。本年の場合はどういうことになつておりますかまだ伺つて

おりませんが、過去の例では、半年ぐらいかかるわけでございます。早くおきめいただきましてれば、私どもとしては別に連絡協議会を開くことについて少しも異存はないわけでございます。

○鶴田得治君 まあ法案がこういう最終段階へ来ているわけですからね。それは最終段階といつても、きょうある審議して、そのあとどういうふうになるか、これはまあ国会の委員会の相談になるわけですが、弁護士会側で何か委員がかわっておるので、その後任が少しおくれるだらうといふうことじやなしに、ともかく弁護士会には、会長、副会長以下役員があるわけですから、こういふうな事態の場合には、やはり裁判所側のしかるべき人、そういう方が弁護士会側のしかるべき人と会って、最終までやはり意見調整ということについて努力をするのが私はほんとうだと思うのです。それほどちらからやるべきことか簡単に言えぬかも知れませんが、そういう気持ちはないのですが、どうなんですか。わしのほうはもう法案を出して、ちゃんと台本も進んでおるから、もうそつちにおまかせしておる、そういうことではないかのように思うのですね。最初に私が一番心配しておりますと言つた点ですね、司法制度全体からみたら、こういう問題だけじゃないんですからね。その点はどういうふうに長官なり事務総長なり最高裁の首脳部としてはお考えになつてゐるのか、その心境を聞きたいです。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 事務総長の心境の前に、私から事務的な点で若干御説明申し上げたいと存じますが、先ほど申し上げた伊藤事務総長——これは私どもが連絡協議の最終段階をやります際の連絡小委員会で出されたわけでござりますが——が「自由と正義」にもたびたびお書きになつておりますところ、さらば衆議院の法務委員会で御説明になつたところを総合いたしまして、日弁連として、この問題について法的な手続きの御意見というものがどこにありますのか、必ずしも十分に捕捉しがたい面があるわけでございます。で、理事会は正副会長会議と合同委員会

におまかせになつた上でございまして、そのうち正副会長会議では一応の結論に近いものをお出しになつたと伺つておるわけでございますが、合意見といふことになりますのか、その辺のこところに同委員会のほうはそれと違う御意見のようで、そとの間の御調整ということについて、どういうことになつておりますのか、またそれが日弁連の公式意見といふことになりますのか、その辺のこところが多少はつきりいたしません点がございますのと、それから、そういう話し合いをいたしましたといたしましても、日弁連の場合、連合会長がお人で全責任を負つて話し合いに当たるというよな体制に必ずしもなつておられないようにお見受けするわけございまして、実は冒頭に申し上げました司法協議会の幹事の問題につきましても、事務総長との十分な了解を得ておつたつもりで受けておるし、裁判官会議においても何回も慎重に検討の結果、このこの段階に至つてはやむを得ないからということで、その一年間待つということをお断わりいたしたわけであります。今回やあつたのが、必ずしもそれが日弁連の公式な御意見としては受け取つていただけなかつたというよなこともありますて、まあその辺はむろん私どものほうの配慮の持つていき方にも十分考えるべき点はありますけれども、なかなか話をお詰めます際にむずかしい問題が多々あるよううに、従来の経過から見受けるわけでございまして、受取つていただけなかつたといふことはやはり国会の御審議に待つばかりないと、かよう考えております。

○政府委員(影山勇君) 先ほどの法制審議会のことでちょっと補足いたしますが、総会に諮問いたしました、部会で審議するかどうかは総会でおきめただくことでござりますが、今度の場合は、部会を省略するということにつきましては、弁護士会推選の委員の方を含めまして、全員一致で総会で審議するということになつたわけでござります。ちよと一言補足させていただきます。

○鶴田得治君 事務総長に端的に聞きますが、明日、日弁連の代表の方に来ていただいて御意見を承ることになつておるので、日弁連のほうから最高裁に、ともかくこの段階で一度協議をしたかった最高裁は応じます。

○最高裁判所長官代理者(岸盛一君) 決して、一年待つて解決するとは言えないが、そういう点にこだわっているわけではありません。ここであっても、それが肯定的に変わつていく場合もあるわけだしね。

○最高裁判所長官代理者(岸盛一君) 決して、一年待つて解決するとは言えないが、そういう点にこだわっているわけではありません。ここであっても、それが肯定的に変わつていく場合もあるわけだしね。

○最高裁判所長官代理者(岸盛一君) これは、最高裁判の裁判官会議の意向もありまして、しかも從来の経過からいまして、これ以上それを引き延ばすということには踏み切るわけにはまいらぬと思います。

○鶴田得治君 理由はどういうことですか。相手が責任のある日弁連でしょ。しかも、法曹一元といえど、その土台にならなければならぬ団体でしょう。やみくもに反対しているわけでもないでしょ。一つのちゃんと立場を持つて問題を指摘が開けない、きちんと前々から約束しております。で、理事会は正副会長会議と合同委員会した期日も流されてしまふ、こういう状況です

から御説明申し上げましたが、非常に簡単な説明で、そのニヤンスといいますか、奥深いところがなかなか出にくいくらいと思いますけれども、もちろん裁判所としてはできる限りの努力をしてきたわけであります。あと一年待つてはたしてどうなるかというようなことは、これは新しい日弁連会長も、はたして一年待つて解決するかどうかはわからぬがという前提で、石田長官の留守中であったために、長官代理のところにお話を持つてこれらました。そのときに長官代理は、これまでの連絡会議の経過等については詳細事務総局から報告を受けおるし、裁判官会議においても何回も慎重に検討の結果、このこの段階に至つてはやむを得ないからということで、その一年間待つということをお断わりいたしたわけであります。今回やあつたのが、必ずしもそれが日弁連の公式な御意見としては受け取つていただけなかつたといふことは、だから、そこが問題になつていては、だから、そこをやはり納得させていくことでなければなりません。日弁連の中でも意見が出ていてるわけであります。いま事務総長がおっしゃった話のやりとりですね、それはやはり国会の御審議に待つばかりないと、かよう考えております。

○鶴田得治君 高裁判長官、所長からの要望があると言われますが、これは簡裁を地方裁判所化したことから、そういう構想が背後にありますからね。だからそこが問題になつていては、だから、そこをやはり納得させていくことでなければなりません。日弁連の中でも意見が出ていてるわけであります。いま事務総長がおっしゃった話のやりとりですね、それはやはり国会の御審議に待つばかりないと、かよう考えております。

○最高裁判所長官代理者(岸盛一君) 四月二日に、新会長が長官代理に面会に来られていました。そうすると、現在もう一ヶ月ほどたつて、この問題になつていてるわけですね。なかなかこういう大問題といふものは、ぎりぎりのところになるほどそういうものは、まだ重ねて聞くわけですが、いま事務総長がおっしゃった話のやりとりですね、それは説得力がないのですよ、態度としては、だから、私はもう一べん重ねて聞くわけですが、いま事務総長がおっしゃった話のやりとりですね、それはやはり国会の御審議に待つばかりないと、かよう

いつのことですか。

○最高裁判所長官代理者(岸盛一君) これは、だから、たとえばいろいろですよ、これは、だから、たとえば弁護士会のほうでもう一度最高裁と最後の談判をやつてみようと、前提なしでいいですよ、前提なしで、そういうことには最高裁は応ぜられるのか、られないのか。

○鶴田得治君 これは、だから、たとえば弁護士会のほうでもう一度最高裁と最後の談判をやつてみようと、前提なしでいいですよ、前提なしで、そういうことには最高裁は応ぜられるのか、られないのか。

○最高裁判所長官代理者(岸盛一君) これは、最高裁判の裁判官会議の意向もありまして、しかも從来の経過からいまして、これ以上それを引き延ばすということには踏み切るわけにはまいらぬと思います。

○鶴田得治君 理由はどういうことですか。相手が責任のある日弁連でしょ。しかも、法曹一元といえど、その土台にならなければならぬ団体でしょう。やみくもに反対しているわけでもないでしょ。一つのちゃんと立場を持つて問題を指摘が開けない、きちんと前々から約束しております。で、理事会は正副会長会議と合同委員会した期日も流されてしまふ、こういう状況です

その諸君が最後の段階でもう一度会おうという提案があつた場合に、それはだめだらうと、そんなことは少し筋が通らぬよう思います。なぜかね。
○最高裁判所長官代理者(岸壁一君) そういう点につきまして、つまり司法制度の改正、あるいは運用の改善、そういう問題については、法曹三者が十分に協議を遂げる、これが必要であるということは、私どもも十分心得ております。しかし、何度も申し上げますとおり、これまでの経過といふことから考えまして、ただ漫然と――あえて漫然とは申しませんが、ただこれから時間をなにしてはまつてはたして解決できるかどうか、非常に疑いを持っております。しかも、この段階まで参りまして、国会の審議を仰いでいることであります。この際これを引き延ばすということには、どうぞ賛同いたしかねる次第であります。

多數だから早う法案を通してくれ、これは私はちょっと虫がよ過ぎると思うのです。その点をみながら心配しているわけなんでしょう、これどうなつて居るのかなということで。だから、これ以上個々の質問のやりとりをして始まりませんが、これはまあひとつ考えてくださいよ。今までこれだけやつたのだからしかたがないと、そんなあなた木で鼻をくつたようなこっちゃ済まぬ問題ですよ、それだけ申し上げておきます。あしたまたよく考えてください。

○理事(山田徹一君) ほかに御発言もなければ、本案に対する質疑は本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会

改進又は移転拡張改造して、市原交通刑務所のような、開放処遇を中途とした交通事犯者集禁刑務所とされた。また広島、福岡、仙台、札幌、高松矯正管区にも、なるべくすみやかにおのおのの一箇所ずつの交通事犯者集禁刑務所を設置された。(資料添付)

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律案(予備審査のための付託は三月十八日)

一、航空機の強取等の処罰に関する法律案(予備審査のための付託は四月二十二日)

五月一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、中国輸出商品交易会への在日中国人の参加実現に関する請願(第二八六三号)(第三〇六六号)

第二八六三号 昭和四十五年四月十八日受理
中国輸出商品交易会への在日中国人の参加実現に関する請願

請願者 大阪府東大阪市長堂一ノ二四 木山一夫外五百八十六名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一四九七号と同じである。

第三〇六六号 昭和四十五年四月二十二日受理
中国輸出商品交易会への在日中国人の参加実現に関する請願

請願者 静岡県賀茂郡下田町本郷四七三一
山田清三外六十五名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第一四九七号と同じである。

第十一号中正誤

十一ページ一段二十行、二十一行及び二十九行から末行まで並びに二段一行から二十六行までは削るはずの誤り。